

1 議 事 日 程

〔平成17年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成17年6月7日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第41号 太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について
- 日程第2 議案第42号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第43号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第44号 太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第45号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書

2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	後藤邦晴	議員
〃	橋本健	議員	〃	門田直樹	議員
〃	渡邊美穂	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋

議会事務局長	白石 純 一	総務部次長	松田 幸 夫
地域振興部次長	三笠 哲 生	総務課長	松島 健 二
秘書広報課長	和田 有 司	行政経営課長	宮原 仁
財政課長	井上 義 昭	まると博物館 推進室長	齋藤 廣 之
税務課長	古野 洋 敏	納税課長	児島 春 海
特別収納課長	吉鹿 豊 重	会計課長	津田 秀 司
地域振興課長	大藪 勝 一	教務課長	井上 和 雄
学校教育課長	花田 正 信	社会教育課長	志牟田 健 次
文化財課長	木村 和 美	中央公民館長 兼市民図書館長	鬼木 敏 光
議事課長	田中 利 雄		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 伊 藤 剛

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の廃止1件、条例の制定1件、条例の改正11件、補正予算1件、請願1件です。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~

日程第1と日程第2を一括審査

委員長（武藤哲志委員） 日程第1、議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。

それでは例規集2の4,713ページをお開きいただきたいと思います。

まず執行部の説明の前に委員長の方からこの太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例ですが、見ていただきますと第1条、第2条、第3条に「受託事務等の執行方法については、市と受託団体との契約によるものとする」、第4条に「委託金は、予算で定める範囲内とする」、そして第5条に「清算書及び事業実績報告書の提出」というのが決められております。そして第6条に違反した場合については必要な勧告又は委託を取り消すことが市長の権限にあります。また、連絡調整を図ることが第7条にありまして、今日まで条例の改正を行ってまいりました。今回の指定管理者制度ですが、大変な審議になっておりますが、まず所管の委員会の審査の中で問題点もありますので、その問題点についてもまず初めに明らかにしておきたいと思います。

今までの委託を代行に替えるというのが一点です。それから代行に替えるためには指定管理者を置かなければならないと。そして今まで行政の市長の権限だった使用許可権限、これは説明がございましたが、指定管理者に与えるものであります。今まで公共的団体、太宰府市でいいますと、いきいき情報センターなどの太宰府市文化スポーツ振興財団に第3セクター的なものに限ってございましたが、今後株式会社などの民間営利企業に拡大するように法律が拡大されました。そして指定の手続き、方法は議決事項となっておりますが、申請方法、選定基準、業務範囲、管理基準、利用料金の徴収、こういうものが決められております。ところが今後、図書館、学校、保育所、給食、体育施設、児童館、あらゆるものが指定管理者制度になります。特に今後議会での権限的な問題がやはり、委託をする権限がありますが、今後議会ですのように質疑、審議をしていくかという権限が大変少なくなるということが、一点ありますので、そのことも含めて審議に入りたいと思います。

まず、太宰府市公共施設の委託に関する条例ですが、まずこれを廃止しないことには次からの手続に入ることができません。まずこの太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例を審議したいと思いますが、ここについて執行部の補足説明がありましたら、受けておきた

いと思います。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 議案第41号の太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例でございますけども、これにつきましては先ほど委員長の方からご説明がありましたように、地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理運営について指定管理者制度に移行していくという方針でございます。そのため公共的団体の委託に関しまして定めておりましたこの条例につきまして廃止をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま行政経営課長から今後指定管理者制度にするために市の条例を廃止しなければならないという説明がありました。

委員から質疑がありましたら許可いたします。

それではまず、関連する部分がありますので、日程第1の議案第41号、日程第2の議案第42号を関連しながら審査をし、そして議案第41号の採決を諮った方がいいんじゃないかと考えておりますが、委員の方からの意見を求めます。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 委員長の提案に賛成します。

委員長（武藤哲志委員） まず、条例を廃止するという条項については議案第41号の部分と議案第42号が関連がありますので、先に審査をして、そして議案第41号の採決に入るようにした方がいいんじゃないかと思いますが、今、小柳委員の方からそういうふうな方向でしたらどうかという部分がありますが、こういう審査を行っていいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは関連しますので日程第2、議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定管理者手続等に関する条例の制定について」をあわせて議題といたします。

まず議案第42号ですが議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

ここで、趣旨、募集というのがあります。市長又は教育委員会は、指定管理者に地方自治法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。このその他の団体という部分もありますが、株式会社なんかも含まれます。第1号から第8号までありまして、施設の概要、申請受付期間、利用料金に関する事項、指定期間、申請の資格、選定の基準、管理内容、その他市長等が指定する事項。申請の第3条については第1号から施設の事業計画書、管理に係る収支計画書、団体の経営状況を説明する書類、その他市長等が必要と認める書類。29ページに候補者の選定として本会議でも質疑があっておりましたが、委員の方から第4条第3号の「施設の管理経費の縮減が図られるものであること」という部分について出されておまして、そして公募によらない候補者の選定が第5条で、第6条が指定管理者の指定、第7条が協定の締結。この中でも本会議で議会のチェック関係、それから監査委員会の監査が

できない問題、その団体の監査委員が行うという条件があります。それから労働条件の問題も本会議で出されておりました、答弁として努力すれば指定管理者の収入になるという状況が出されておりました、また総務部長からは指定管理者制度については2年、3年で見直しを行う予定がある。そして31ページに指定管理者に対する現状回復義務、損害賠償義務、個人情報の取扱というのが出されております。

それではこれについてもまず、行政経営課長から廃止に係る今後の指定管理者の手続の関係がありますので、簡単に補足説明を求めます。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） まず、指定管理者制度の部分で、委員の皆様はご理解いただいていると思いますけども、若干触れさせていただきまして、この手続条例に關します説明を行いたいと思っております。

もうご存知のように平成15年9月2日に施行されました地方自治法の一部改正の法律によりまして、公の施設の管理について指定管理者制度が創設されたことでございます。これまでの公の施設につきましては、公共団体や公的団体、地方公共団体が設立しました出資団体等に管理運営を委託する方式に限られておりましたけれども、多様化する、複雑化する市民ニーズに効果的、また効率的に対応するために民間のノウハウと活力を生かすことが有効であるという考えに立ち、利用者の満足の高いサービスの向上と経費の効率的な活用を図ることを目的とされております。現に管理運営を委託しております施設につきましては法施行日から3年間の経過措置が取られておりました、遅くとも平成18年の9月1日までには直営か指定管理者制度に移行するかということが必要になっております。本市におきましても現在指定管理者の指定に係ります統一的な取り扱いを規定したということで今回のこの手続条例の制定をお願いするものでございます。また各施設の設置条例の指定管理者が行う管理の基準や業務範囲などについて施設ごとの設置条例も今回あわせてお願いをしておるところでございます。

それでは太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について条文ごとに趣旨をご説明申し上げたいと思います。

まず第1条でございますけども、この第1条につきましては指定管理者制度を導入する公の施設に係る指定手続に関する基本的な事項を定めたものでございます。

それから第2条でございますけども、募集ということでございます。本条につきましては指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、必要事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人、その他の団体を公募しなければならないことを定めたものでございます。

それから第3条でございますけども、申請ということでは本条につきましては指定管理者の指定の申請について指定管理者の指定を受けようとする団体は申請期間内に市長等に申請しなければならないこと。さらに申請の添付書類について定めているものでございます。

第4条でございますけども、候補者の選定ということでございます。本条につきましては指定管理者の候補者の選定について申請資格を有する団体から申請期間内に申請があったときは

本条各号、1号から5号でございますけれども、掲げます選定の基準に照らして総合的な審査を行うことを定めているものでございます。

それから第5条でございますけれども、公募によらない候補者の選定ということでございます。本条につきましては施設の性格、設置目的に沿った効果的管理運営を行う、また地域の活力等を管理運営に生かすことが必要と判断する場合には、第2条の規定による公募によらずに、指定管理者の候補者を選定することができるというものを定めたものでございます。

それから第6条でございますけれども、本条につきましては指定管理者の指定ということでございますが、市長等は、第4条、候補者の選定の部分でございますけれども、その規定により選定した団体を地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定するものであることを定めているものでございます。

それから第7条でございますけれども、協定の締結でございます。本条は指定管理者が市長等と施設の管理に関する、具体的な協定ということになると思いますが、ここに1号から8号まで掲げております、その協定を締結しなければならないことを定めたものでございます。

それから第8条でございますけれども、事業報告書の作成及び提出でございますけれども、これは公の施設の設置者たる地方公共団体が当該公の施設の管理状況や住民利用の状況、その他の指定管理者による管理の実態を把握するため、地方自治法第244条の2第7項の規定によりまして毎年度終了後に事業報告書を作成し地方公共団体に提出することが義務付けられております。この本条につきましては事業報告書の作成及び提出に必要な事項として、その記載事項及び提出期限、毎年5月31日までということを書いておりますけれども、提出期限を定めるものでございます。

第9条でございますけれども、業務報告の聴取等ということで、本条につきましては当該事業報告の審査に基づきまして、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、報告を求めまして、実地に調査し、必要な是正または改善を求める勧告、要請、指導、助言若しくは指示等を行うことができるということ定めております。

それから第10条でございますけれども、指定の取消等ということでございます。これにつきましては市長等が指定管理者に対しまして指示、業務の停止又は指定の取り消しをすることができる場合について定めるものとしております。指定の取り消し、または業務停止命令を行ったときは、その旨を公表しなければならないこと定めておるところでございます。

それから第11条でございますけれども、原状回復義務ということでございます。本条は指定管理者に対しまして、指定の期間が満了し又は指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときに、その管理しなくなった施設の設備等に加えた変更等について元の現状回復ということ義務を課すことで規定しています。

それから第12条でございますけれども、損害賠償義務でございます。本条は指定管理者の故意又は過失等によりまして施設の設備や備品などを損傷した時はそれに対しまして、損害を賠

償する義務が生じることを定めているものでございます。

それから第13条でございますけども、個人情報の取扱ということでございます。本条は指定管理者の役員、法人でない場合はその団体の構成員も含めますが、それから指定管理者の職員は地方公務員と同様に、公の施設の管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない義務を負うことを定めているものでございます。

それから第14条でございますけども、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるといって、以上が手続条例の統一的な取り扱いを規定したものでございます。

以上で補足を終わりたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） ただいま行政経営課長から公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に対する説明がありました。

まず、質問については、私どもも今後市民に対して説明せざるを得ませんので、委員からいろんな部分の質疑がありましたら出していただきたいと思います。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） すいません、5、6点質問をさせていただきます。

まず、第5条なんですけども、この基準ですね、公募によらない候補者というのが何を以って公募によらない、最初の第1項にあるような内容を誰がどのような基準で判断をするのかということと、現状ですね、既にもう公募をしないでおこうというような計画があるような施設があれば、それを教えていただきたいと思います。

それから次、第6条ですけども、議会の議決を経るといって、指定管理者の指定は、これはまず誰が選考するのかということですね。それから公募しない場合もやはり指定管理者になった場合は議会の議決が必要なのかということ。

それから次に第8条です。事業報告書の作成及び提出なんですけども、これに対して山路議員の方からも言われてましたけども、利用者の意見をどのように反映されるのか何か方法を考えてあれば教えてください。

それから第10条の指定の取消ですが、これも一体誰がどのような形で判断をするのかということ。

その次に第13条個人情報の取扱ですが、万一違反した場合ですね、個人情報が漏洩した場合等の罰則規定はないのかということです。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員からも質疑が出ておりましたので、まず橋本委員の質疑の内容についても許可します。

委員（橋本 健委員） 公の施設がたくさんございますが、現在考えておられる対象となる施設ですね、これを今の段階でわかっていれば教えていただきたいということです。それからもう一点は公募の方法についてどのようなお考えをお持ちなのか教えていただきたい。以上2点でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは渡邊委員から29ページの第5条、公募によらない候補者の選定の部分で基準、計画、この点から説明を受けたいと思います。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 公募によらないで指定する場合のことでございますけども、まず、公の施設の管理委託を行っている施設で当該管理しているものが引き続き管理を行うことが施設の安定した行政のサービスの確保と、それから事業の効果が相当期待できるという場合は、公募によらないふうに考えております。

それから地域協働の観点から地域活動など合理的な理由といたしますが、そういうものがありましたときには公募にはしないということで考えております。

それから専門的な高度な技術を必要とするような施設とかそういった、要するのが客観的に特定される場合につきましては公募をしないように考えております。

公募しない施設ということでございますけども、太宰府市には現在管理運営委託しているところが13施設ございます。それで直営を入れますと56施設あるわけでございますけども、その中の13施設の中で公募をですね、この指定管理者制度を導入して公募するのは現在市民プールと北谷運動公園を予定いたしております。それから公募をしない施設でございますけども、施設名称を上げますけども、市民図書館、それから体育センター、少年スポーツ公園、大佐野スポーツ公園、梅林アスレチックスポーツ公園、歴史スポーツ公園、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、老人福祉センター、大宰府展示館ということで残りの11施設につきましては公募をしないということで決定をさせていただいております。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長、公募をしないというのは今財団に委託をしているからそのまま委託をさせるというふうになるのか。その辺の今の説明ではね、早う言えば委託はもうしているわけですが、委託制度がなくなるわけでしょうが。直営にするか指定管理者制度にしないといけないのに、今渡邊委員からの質問では公募をしないということは、もうそのまま財団に委託をするというふうに取り受けるのか、直営に戻すのか、受け止め方によって大きな違いがありますが、現在市民図書館、それから体育センター、少年スポーツ公園、北谷運動公園とかいう、これはまた別に出てきますけどね、だから指定管理者制度にしないのか、公募しないということは、今ある施設を文化スポーツ振興財団に委託をするのかがありますから、その辺をもう少し補足説明を。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 説明がちょっと足りなかったと思いますけども、指定管理者か直営かということでございまして、今管理委託を行っております文化スポーツ振興財団、それから古都大宰府保存協会、社会福祉協議会があるんですけども、その11施設の方につきましては指定管理者制度を導入ということで基本的に考えております。で、文化スポーツ振興財団、及び古都大宰府保存協会、社会福祉協議会というふうに指定管理者になろうかと存じます。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員、まず、第5条についての質疑がありましたら出してください

い。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） もう一度確認しますが、ということは現状のままで単に今財団に委託しているのを財団が指定管理者になるということで確認してよろしいわけですね。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） はい、そのとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） これもやはり3年後に見直しをする予定ですか。それでこれはある程度決定というふうには受け止めていいんですね。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 指定管理者制度の市の方針としては、導入をするということで決定しております。それで、2年か3年かということで、2日目の本会議の中で総務部長が山路議員さんへご回答申し上げたと思いますけども、基本的には3年というのを私どもは考えているわけでございますけども、財団の方に随意選定をする分については2年ぐらいがどうかということ、今内部でも協議をしているところなんですけども、基本的には3年を考えております。

委員長（武藤哲志委員） 今後の問題がありますが、行政経営課長からは先ほど56公共施設があります、13施設を指定管理者にしたいと。その内11施設は文化スポーツ振興財団等を指定管理者にしましょうと。そして後の2つがあるんですが、公募をやりたいという施設があると。公募をしたいという部分ですね。それからもう一つは後で条例が出てきますが、覆屋、この部分も出てきますが、その施設のなもので、今ある財団と公募をするという問題がありますので、関連する第5条について渡邊委員から質疑がっておりますが、これに関連する質疑を許可します。

門田委員。

委員（門田直樹委員） もう一度確認ですが、公募をしないとされる11施設ですね、市民図書館、体育センター、少年スポーツ公園、大佐野スポーツ公園などの11施設ですね。これらは今の行政経営課長のお話によると、文化スポーツ振興財団とか社会福祉協議会、古都大宰府保存協会、今委託しているところに引き続き委託するというに聞こえたんですが、来年度以降もずっとということですか。今年度は2つだけ公募して残りはしないということなのか。3年というのは公募で委託されたところが2年にするか3年にするかという話を、さっきされたと思うんですが、どうなんでしょうか。この11施設に関しては以降もずっと現財団とかですね、古都大宰府保存協会さんとかその他ですね、そこに引き続きするのか、いわゆるこの公募によらない候補者の選定に該当するのか、そのところをもう少しはっきりお答えください。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長、初めて私どももこの条例が出てきて、委員会に付託されて、お互いに執行部と議会が協議をしていきながらやっていってるんですが、本会議でも明

らかにならなかったもので、行政経営課長から初めて委員会で明らかになったのは市民図書館という独立した施設、それから体育施設として少年スポーツ公園だとか、そういう部分について2つに分けて公募をやりたいと。現在そういう部分について文化スポーツ振興財団に委託をしている中で、体育施設と市民図書館は公募をして新たに指定管理者にするというような受け止め方をしたんですが、これについて再度説明をしていただいて回答をいただきたいと思うんですが。

少年スポーツ公園と図書館じゃなくて、市民プールと北谷運動公園ということですね。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 門田議員から質問が出ておりました件ですけども、私どもの方も初めての導入の試みということで、2施設ですね、今言われました市民プールと北谷運動公園を指定管理者の公募をすると考えております。これは一応3年ということで今基本を申したんですが、その3年間はその指定管理者の状況というか、事業とかそういうものを見て行きたいというふうに思っておりますし、この2つの施設を公募した状況を見据えた上でこの文化スポーツ振興財団の方に指定管理します他のスポーツ施設については2年ぐらいがどうかということで、今考えておるわけでございますけども、その2年間はその状況を見て、そういう見据えた上で広めて行きたいというふうに、その段階で私どもの方は指定管理者に再度2年間切れる前に、そういった状況で判断をしていきたいというふうに考えておるわけでございますけど。

委員長（武藤哲志委員） 公募によらないものと、公募をするという形で渡邊委員、門田委員から質疑があっておまして、市民プール、北谷運動公園を公募としたいという部分が担当部から報告をされております。これに関連する委員からの質疑がありましたら出してください。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 公募をしないという11施設ですね。図書館とかその他非常に専門性が必要とされるところもあると思います。そういうふうな円滑な移行ということも考えられていると思いますが、例えば北谷運動公園とその他の少年スポーツ公園、大佐野スポーツ公園とかですね、体育施設に関してはそう大差がないような気もするんですが、あえて分けられた理由というのが何かありましたらお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長、その社会教育施設ですね、今行政経営課が説明をしていますが、本来社会教育施設として教育委員会の所管の部分にあるんですが、その辺を教育委員会としてはどう協議をしたのか。市民プールだとか北谷運動公園というのは教育委員会の本来の所管に入る部分もあるんですが、全部一本化を行政経営課で取りまとめているのか、今門田委員から質疑がなされておりますが、この辺はいかがですか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） この指定管理者制度導入につきましては部長会、それから庁議等に市の方針という形で審議をいろいろしていただきました。その中で各部長さんからもご意見が出たかと思っておりますけども、その中でやはりスポーツ公園は一括してした方が円滑ではないかと

いう声もありましたけども、やはり初めての試みということで、手を挙げる指定管理者がいるかどうかというものを総合的な判断で、まず北谷運動公園の利用客がかなり多ございます。そういったことで北谷運動公園をまず試みて、そして次につないでいこうというそういう判断です、今回は北谷運動公園だけを指定管理者の公募という形をとらせていただきました。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 委員から第5条について質疑はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この改正はですね、なぜかという、住民サービスの向上と行政コストの削減ということが目的でありまして、原則公募ということを総務省はうたっております。それでもなおかつ公募をしないということは、やはり客観的に見て公募しない理由というのが必要だと思うんですけども。それとやはり物事が決められるときには透明性とか公平性ですね、そういったことが確保されないと市民というのはなかなか納得できないと思います。その際に公募によらない施設というのが、そのほとんどが文化スポーツ振興財団になっているんですけども、いま現状がどうなのかということですね、文化スポーツ振興財団の管理運営だとか利用者に対するサービスとか、そういったことをきちんとこの段階で把握すべきだと思うんですけども。その公募にしない場合でもその辺りの現状は今調べるといって、市民の声を聞くとかそういったことは考えてないのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 利用者の方がやはり、いきいき情報センター、それぞれの施設においてかなりの利用者がおられると思います。一番多いところを公募としておるわけですけども、その利用者の方の意見を聞くということもございますけども、まず指定管理者に指定しまして、それから本会議2日目の質疑でもありましたように、それぞれの利用者の方の管理者に対しまして意見、それからアンケートを取ってやっていくということ考えておるんですけど、事前にこういうことを市民に意見を聞くということは現在のところは考えておりません。今までもされてないとは私は思っていますけども。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 公募によらない候補者の選定というところはやはりさっき言いましたように客観性とかそういうのが必要になるんですけども、その際にこの条例に対しては規則とかそういった要綱とかできると思うんですけども、その公募によらない場合というのが具体的に、また条文として明記されるのか、もしそれが大体こういうことを明記するということがわかってたら教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 先ほども第5条の説明の中で公募によらないで指定するときの理由ということで何点が挙げさせていただきましたけども、やはり施設の性格とか規模と設置目的等に沿った効果的な運営ができる場合はその業者を指定管理者に決めたいと、公募によらず

に指定管理者にしたいということでございます。それから先ほども説明いたしましたけども、専門的、また高度な技術と、専門職の方もおられる部分もあります。そういったものもやはり客観的に特定される分については公募によらない指定管理者に選定すべきじゃないかという、そういった点。それから3点目として地域協働の観点から地域活動に合理的な理由があるといえますか、そういった場合には公募によらないというふうに考えておるわけでございます。それを具体的に要綱とかの部分については後々の担当課との協議になってくるかと思えますけども、今のところはその3点、そういったものをやはり重視をしているところでございます。

委員長（武藤哲志委員） ちょっと皆さん、本会議で公共施設の利用減免に関する調書というのが配付をされたんですよ。山路議員の方から要求されて全議員に配布されていますが、ちょっとページが打ってありませんので裏の方から13ページ辺りを出していただいけませんか。参考として公共施設の北谷運動公園の野球場というのがありまして、先ほど行政経営課長の方から、北谷運動公園の利用関係があって、新たに公募をしたいということで、北谷区体育部長とか、それから少年野球連盟が構成人員でずうっと出されてきております。ここで減免した部分についてが書かれております。その裏は減免対象でない利用者が書かれております。それから次のページについては運動公園のテニスコートについてで、年間減免額が出されて、後は減免でないものが出されております。それからずうっとはぐっていきますと今度は北谷運動公園目的広場、少年野球連盟ですね。ここまでが減免をされてない団体が大変多いようですが、この部分について公募をしていきたいと。だからこういう関連がありますので。

門田委員。

委員（門田直樹委員） ちょっと期間にこだわっているんですが、公募の2つは良いとして、公募しない11施設ですね、財団とか社協とか古都大宰府保存協会さんとかに今も委託しているところの分ですけども、2年間と先ほどおっしゃったと思うんですが、たぶん契約とかあると思うんですが、2年契約しちゃったらもう2年契約と思うんですが、どうなるんですか、それとも1年契約を2回するのかな。というのは2年間ということは18年、19年、その次の20年度から公募も考えるということなのか、1年間で、例えばですね、公募の2つがうまくいったら、その状況を見て、じゃあ少し前倒して1年間で公募を考えるのか、その辺どうでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 一応2年間ということで指定管理者ということで指定をいたしますと、それなりにやはり努力を、経営努力をされていかれると思います。そういった状況を見て、将来的に、2年後にどうしていくかという部分については、そういうのを見ないとやはり、現状の段階ではちょっとわかりませんので、その2年間、状況を見るにはやはり2年間は最低必要だろうということで一応2年間ぐらいを考えておるところでございます。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 施設を委託しているのが13施設あると今説明をしていますが、これについては直営に戻さずに、今かなり有効、経費が安く皆さんに利用をいただいていると考

えていますので、直営には戻さないと。そういうことから、私の方は全て今後は指定管理者制度に移行していくというふうに私は言いました。その中で、じゃあそれを随意契約であるのか、公募であるのかということです。公募は全国で初めて、今回大掛かりにやりますものだから、実績がございません。どういうふうなサービスをしてどういう料金で利用料金を取ってくれるのかということがあります。本来は全部してもいいんでしょうけども、失敗は許されませんので、今回市民プールを選んだのは民間でも今プールを運営しております。その民間のノウハウが十分に利用できるのではないかと。イコール市民へのサービスが私たちがやっている以上にできるのではないかと期待感を込めております。またそういうふうなアプローチ、業者からのアプローチがあって、我々に任せていただくとこんなサービスができますよというようなことも提案されてきています。ですから今回選ぶ相手もですね、お金だけではなくて住民に対してどういうサービスを上乘せできるのか。そしてかつ施設の運営費をどれだけ下げられるのかということを入念に入れながら選定していこうと思っています。プロポーザル方式というのはそういう形でしていこうということで、委員さんの方から出ていますように施設の維持管理費も下がる、市民へのサービスは上がると、そういう方向を目指して行こうと思っています。

もう一つは門田委員さんが言われるように、スポーツ施設は同じじゃないかということで、私たちがそういうふうに考えています。しかし例えば体育センターを委託するとなると、あそこは管理人さんと清掃業務だけが、だけではありませんが、それが主な事業になっています。それを指定管理者制度に出したとしてどれだけのメリットがあるのかなということがまだ見えません。そこで北谷運動公園を選んだのはテニスがありますが、土曜、日曜は非常に多ございます。野球場もそうです。平日は非常に少ないというのがあります。それで民間ですと例えばその空いているときにテニススクールをしてみんなを集めて利用促進するということができるのではないかと、そういうふうなテニスのクラブを運営している会社もございますので、そういう状況を見てもよい。あるいは民間ですと色々なノウハウがあるのではないかなということも考えております。そういうのに業者がついて来るかどうかを、まず見てみようということもございます。ですからこれもプロポーザル方式でどういうことはどうやれるのかということをやっていこうということで市民サービス、あるいは施設の運営管理費を落とそうということも考えています。それがうまくいけば維持管理程度でもできるよねということが、もしその中で証明されていけば、後いろいろな少年スポーツ公園とか歴史スポーツ公園とか、そういうことに広めていこうということです。ですから、公募する場合については3年間というふうに考えています。これは何故かと言いますと、例えばそこに車を購入したり人を雇ったり電話を購入したりということで、資金がかかりますから1年ごとにしますとそういう業者が見積もりが高くなるのではないかとということで3年間というシステムです。財団においては3年じゃなくてもうそういうふうな機器を備えていますので2年間という形にしておけば、この公募している施設の1年目、2年目の状況を見て、これだったらできるねということで3年目には他の施設も

移行できると。そういうふうな将来計画を見ながら2つの施設あるいは3年間、財団については2年間というような形でしていこうかなど。まだこれははっきりと決めてはおりませんが、そういうふうな将来計画を見据えて進めているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 現在関連する部分で審査を行っておりますが、選考方法についての部分もあって、公募するという形で現在の施設を委託しているところの財団については2年、それから新たに公募した場合には設備的な投資もあるために3年ということで、現在のところ市民プール、北谷運動公園という。第5条、第6条まで入っておりますが、この部分について委員からの質疑はありませんか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） ただいまの総務部長のお言葉で大体前が見えてくるような気はいたします。ただし、その中で指定管理者を任された業者の運営状況、それが本当に市民ニーズに、サービス向上になるのか、その辺の不安はちょっとあると思います。それと同時に利用料金が定められた中でこれ以上市民に負担がかかるようなことがあるかもしれないということは考えられますか。今の現状のまま、なおかつ格安で市民がプール及び北谷運動公園につきましては広域の条例が決まりましたので、その辺は決まりがあると思いますけども、市民プールについては管理運営の体質が本当に市民ニーズに応えられるか、その辺がちょっと不安になりますがいかがでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） それと関連しますが渡邊委員、門田委員からあっていますが、まず橋本委員からこの5条の問題と6条の問題で、対象、公募の方法とかが質疑があっておりましたが、ここの部分について橋本委員からの質疑がありましたら。今小柳委員が回答を求めています。橋本委員、5条、6条の関係で質疑はありますか。

委員（橋本 健委員） 特にございませぬ。

委員長（武藤哲志委員） それじゃあ行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 小柳委員さんの言われている料金の問題でございますけども、私どもの基本的な考えは今の条例、規則の中でうたわれております手数料、使用料ですかね、その分を上限という形で表していきたいというふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） そうすると現在議会の決算特別委員会、予算特別委員会で文化スポーツ振興財団に今までしていたものを平成18年度予算で、この市民プールの予算と北谷運動公園の予算を補助金から外すということになるわけですね。そうすると今参考的に市民プールの予算、それから北谷運動公園の部分だけ、公園は他の公園もありますが、財団の書類を私今日持ってきていないんですよ。文化スポーツ振興財団の当初予算的には北谷運動公園、市民プールの予算はどのくらいを平成18年度は外そうとしているのか、その辺はわかりますか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 先ほど委員長が言われましたように補助金ということではなくて、

いま委託料で支払をいたしております。その委託料が指定管理料という形で変更になってきます。それで北谷運動公園と史跡水辺公園費につきましては、金額につきましては14,526千円になっております。これは平成17年度予算でございます。今のは北谷運動公園です。史跡水辺公園費につきましては管理委託料として78,213千円となっております。

委員長（武藤哲志委員） 78,213千円。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 78,213千円です。

委員長（武藤哲志委員） 北谷運動公園を公募する場合には指定管理費として14,526千円。

先ほど言いましたようにこの部分の市の減免の関係だとかいろいろあるようですが、収入関係を今後差し引いて管理委託をするということで、経費の縮減を図るという問題がありますが。

今2点です。他に委員から。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 水辺公園を指定管理者制度に移行した場合にですね、一つ減免措置というのが、また蒸し返すようで申し訳ないんですが、福祉の面とか、それから高齢者、障害児の方たちが水辺公園を利用されて健康推進のためになさっているんですが、その場合の料金等々はどのように、今までの現状維持なのか、これから指定管理者に移行するにあたって有料化になるのか、その辺のちょっと混みいったことになってくるんじゃないかなと思うんですが、ちょっと大まかでいいんですけども、そういう方面の計画等がありましたら教えていただけませんか。

委員長（武藤哲志委員） この配付されている資料の中に市民プールの減免というのは載ってないような感じがしたんですが、ありますか。

北谷運動公園については減免が載っていましたが。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） この資料は山路議員の方から要求され提出していただいたんですが、ここの部分に先ほどおっしゃったように水辺公園、それからいきいき情報センターの資料が添付されてないように思うんですが。たしか担当課は提出したというふうには聞いておりますが、まだ手元に届いてないようですが、ご存知でしょうか。もし、ございましたらご提出をお願いしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） ちょっと教育委員会も、市民プールについては減免というような何か制度的には・・・。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） いきいき情報センターの利用状況を、減免の分があると思うんですね。私どもに配布されたのは、市役所、まる博、いきいき情報センターの少しの部分だけなんです。この他にもあると思います。たしか地域振興課の方でお伺いいたしましたら、提出が遅くなりましたけどというふうにおっしゃってありました。

委員長（武藤哲志委員） ちょっとみなさん、例規集2の3,708ページ、小柳委員から出されているように、この市民プールについてですが、市及び教育委員会が行政上必要とするときには全額減免。身体障害者手帳、療育手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けた者並びに介護者、これは半額。65歳以上の者は半額。こういう使用料の減免というのが出されております。それ以外については、あと1時間ごと、2時間ごと、前回協議をした経過があるようですが。

だから、そういう北谷運動公園についても、それから市民プール、それから今から先の問題も含めて、減免がどうなるかというのもあるようですが、この部分について回答を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） 今、水辺公園の減免につきましては、そこに載っております規則上で行っております。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 指定管理者制度に移行してもこれはそのままなんですね。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） それはまだ検討中でございます。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 条例、規則が優先します。で、その条件の範囲内で指定管理者と契約します。ですから、もし、条例、規則で減免ということになれば、仕様書にその旨で指定管理者の事業者も運用しなさいと、そういうふうな契約になってきます。で、何をどう減免するかは今からのいろんな、議会で相談してからのお話になりますが、現行ではこのとおりということになります。

委員長（武藤哲志委員） ちょっとですね、今から先の審議の関係で条例を廃止するということになりますので、今のところ、5条、6条、それから今後こういう委託したところについての、議会がですね、監査というか、今のところその財団が監査して報告するだけ。今回も議会でスポーツ振興財団とかの報告書が提出されて、報告について質疑はありませんかということが終わってありましたね。今度公募される場所、そういう委託したところもそういう状況になるんですが、市の直接の監査が必要でなくなりますが、こういう問題についてどうするのかというのと、渡邊委員から事業者の2件、それから指定の取消しの判断はある一定の回答が出されておりますが、それから個人情報の部分について、質疑がっておりますが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

~~~~~

再開 午前11時20分

委員長（武藤哲志委員） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

現在のところ第5条、第6条、そして第7条に入りますが、現在執行部からの説明では、2箇所ほど公募をやりたい、それ以外については現在のところスポーツ振興財団にしたいという

のがありますが、今度第7条について1項、2項から8項までありますが、利用料金に関する事項、指定期間については、財団については2年、公募については3年というのが審議の内容で説明を受けました。3項の利用料金に関する事項、ここについて本会議で、努力すれば指定管理者の収入になるという問題が、総務部長から答弁が本会議でなされております。それと同時に先ほど渡邊委員の方から、利用者の意見はどう取り入れるのかという質疑がっておりますが、第7条関係で利用料金だとか、それから施設の管理、こういう状況で利用者の意見的なもの、直接この議会で論議できる可能性があるのかどうか。監査権も及ばないと、その団体の収支報告を議会が承認するだけになります、市民の声を聞く必要、努力、こういう問題については、所管、担当部、社会教育課も含めてどう考えられているのか、まず回答を求めておきたいと思っております。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） その前に、第6条について、私2点質問しておりまして、回答をいただいておりますので、この点について、まずご回答いただきたいと思うんですが。

委員長（武藤哲志委員） 再度、質問項目をお願いします。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 第6条について、指定管理者は誰が選考するのかという問題とですね、公募によらない場合の指定管理者もやはり同じ様に議会の議決が必要なのかということの2点です。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 候補者の選定につきましては、ここに掲げております第4条に基準が1号から5号までございます。それに基づきまして選定をするわけでございますけれども、この選定は誰が決めるのかということでございますけれども、私どもの方の内部で協議を、部長会、庁議にて協議いたしまして、市の方向として決定がなされておりますけれども、内部の候補者選定委員会を設置いたしまして、対応していきたいというふうに考えております。

それから公募しない施設についての議会の議決が必要かということでございますけれども、公募しなくても指定管理者という部分がございますので、議会の議決は必要になるかと判断いたします。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） その選定委員会というのはどなたで構成される予定ですか。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 現在これはあくまでも事務局案でございますけれども、最終的には上の方に諮っていきたくは思いますが、まず、トップとして総務部次長にお願いしたいというふうに考えております。それで所管部を含めた10人以内で組織したいと考えております。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本 健委員） 関連質問で、その構成メンバー10人以内ということですが、民間の

方とか、あるいは民間の方で税理士ですね、経営に詳しい方、こういう方を入れるという予定はございませんか。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 今橋本議員さんが危惧されております、民間の方をいれたらどうかという、外部の部分につきましても協議をさせていただきました。それで、とりあえず、私どもの方としては、初めの施行、導入という形からですね、やはり内部でやっていこうというふうに決定がなされております。今後その弁護士さんとか、公認会計士とか、そういう分については現在のところまだ考えておりませんが、意見の中ではそういう方法をやった方がいいという意見もございましたけども、最終的には内部の委員会ということになりました。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま、渡邊委員、橋本委員、関連する委員からあっていますが、その2つの施設については、指名なのか、入札なのか、そういう内部規定は私どもにまだ明らかにされておりませんが、選考方法についてはどの方法でやろうとしているんですか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） これは入札という形でございますので、プロポーザル方式でやっていきたいというふうに考えております。それで総合的な判断をしていきたいというふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） 昨日の読売新聞に市場化テストという形で厚生省が厚生年金保険と政府勧奨健康保険の加入促進事業の入札を行ったと。そうすると1円で入札がなされて、落札されたら、1円で。それはなぜかということ、基本報酬が入るからです。先ほど言うように、委託の金額があるから、とりあえず金額は入れずに、早う言えば落としてしまえば、さっき言うように北谷運動公園では14,526千円、プールでは78,213千円の収入があるから、委託料があるでしょう、基本的な。だから委託料は委託料として初めから儲けるわけでしょうが。

そうすると、もうそういう入札にせずに、金額的には1,400万円とか7,800万円を1,000万円と7,000万円という形で選考すると。ある一定金額は出させるでしょう。うちはこのくらいで指定管理者……。

（「暫時休憩を」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） ここで暫時休憩をします。

休憩 午前11時28分

~~~~~

再開 午前11時32分

委員長（武藤哲志委員） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

渡邊委員の方から選考方法、公募内容、それから内部の選考委員会についての質疑がございましたが、これに関連する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

まず利用者の意見的な問題というか、当然議会でいろんな問題が出てくれば改善要求をしてくるわけですが、利用者の意見、市民の声をどう指定管理者に反映させるかということについては、行政としてどう考えられているのか回答を求めたいと思います。何か基準がありますか、要綱とか、規則とか。条例、規則これについては議会に属しますが、指定管理者になりますとはっきり言って、法人とかそういう財団、株式会社のものに委託をすると議会のチェック機能がなくなってくるわけですが、こういう利用者の意見、それから市民の声を反映させる方法は行政側としてどう対応するのかと。本来委託した場合には議会として監督権を持っていますが、それが及ばないようになりますので、その辺を内部的にはどう検討したのか。

ここで暫時休憩をします。

休憩 午前11時34分

~~~~~

再開 午前11時40分

委員長（武藤哲志委員） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

第10条です。渡邊委員の方から市長は指示に従わなかったときとか、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき、その指定を取り消すというその判断的な問題について質疑がっております。とりあえず財団は2年、それから公募が3年となりまして、予想されるこういう10条的なもので、2項、3項までがありますが、この判断はどのような形で条例化したのか、補足説明をいただきましょうか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 指定の取消しでございますけども、この指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるということで内容を書いております。考えられる理由といたしましては、まず、報告の要求や調査に、市のそういった調査に応じなかったり、また偽りの報告をしたときに該当してこようかと思っております。これは第8条部分で報告事項を求めていますので、その内容を偽りの報告をしたときという形になるかと思っております。

次に市の方からの指示に対して故意に従わなかったとか、そういう部分についてもやはり該当するのではなからうかというふうに思っております。それから条例に規定してますものや協定、決まれば協定書を交わすわけでございますけども、その協定に定める規定に違反したときとか、そういうものが該当してこようかと思っております。

それから指定の申請の際に提出した、いろいろ申請書の添付書類があるわけでございますけども、その書類に偽りが判明したということであれば、その段階でその指定取り消し等が入ってこようかと思っております。それから指定管理を受けた団体の経営状況とかの悪化によりまして、管理業務を行うことが不可能な場合とか、著しく困難になったときという判断になればこの指定の取り消しになってこようかと思っております。それが主な理由ではなからうかと思っております。

す。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） その判断はやはり選考委員会でされるんですか、それとも最終的にどなたがその取り消しの判断をされるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） これは第10条に書いてますとおり市長という形になろうかと思いますので、最終的には市長が判断すると思います。それと教育委員会の方になります。市長等でございますので。

委員長（武藤哲志委員） この部分について委員からの質疑はありませんか。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本 健委員） 仮にですね、市民プールを指定管理者が任せられたとして、もし停止になった場合に、その後の対応をどうされるのか。もうずうっと休みにしておくのかですね。その辺までお考えになっているか教えていただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 指定取り消し等によりまして指定管理者の方がそれを受けた時には、やはり第一番目に利用者の不利益を最小限にとどめるのが必要だろうと私ども考えております。そういったことから市が直接管理するか若しくは直ちに新たな指定管理者を指定していくという形になろうかと思えますけども、そういう場合はやはり公募によらない指定管理者をしていくような形になろうかと思えます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員からは。

それじゃちょっと問題点。今報告を受けておりますが、まずこの指定管理者の関係でもう少し説明を受けておきたいのは、ここで事故が起こった場合、その指定管理者の、補助金を出している関係で、あってはなりません、事故が起きた場合について賠償責任、ここの第11条にはその損害賠償として上がって、施設を元に戻しなさいよとありますが、公共施設を指定管理者にするというのは民間に運営を任せる。もともと法律は直営か指定管理者にしなさいと。どちらかになっているわけですが、その中で北谷運動公園で事故が起きた場合、それからプールで事故が起きてははっきり言って溺れたりしたとかですね。こういうことは想定されるわけですが、その損害賠償の責任は業者に要求していますが、市民の利用にかかわる損害賠償という問題についてはどういう規定を設けているのか。今までどおり市が指定管理者に指定したからそこで起こった事故は全部行政が責任を負うのかどうか。この辺は指定管理者制度の中での事故が起こった場合についてはどういうふう考えられていますか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 条例とかそういったものの中ではうたってはおりませんけども、今後そういう指定管理者を指定したときにはやはり協定書という形で相手方と組むようになりま

す。その段階でそういった第3者の賠償とかいろんな事故の発生の状況によって市とか指定管理者とかそういうようになってこようかと思しますので、そういったものは今後の検討事項と  
いいですか、協議書を作る段階での判断になってこようかというふうに思っております。また  
その保険の加入の部分についても申請のときに、やはりこういった保険に入っているかどうか  
という部分も書類として出させるような形になるかというふうに思っております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） まずやっぱり、そういうその指定管理者に2つの施設をするときに責  
任の度合い、今まで過去の中にいっぱい行政が直営でやっている場合は、訴えてくるのは太宰  
府市だったんですね。今度は指定管理者と太宰府市の両方が被告になるということが考えら  
れるんじゃないかと。お金を出した、そして指定管理者にしているということになってくる  
と、逆に行政側は指定管理者の管理が悪いから事故が起こったというふうになってくる。そう  
いう内容を具体的な方法として指定管理者制度の中で明確にしておかないとね。だから議会の  
審議の中で問題点は後で検討しながら、それが保険に入っているかどうか確認しながらとかで  
進むような状況じゃかえってね、やっぱり明確にこういうふうにさせますとかいうふうにしな  
いと、議会の承認の後に出てきますが。大体今の説明ではそういう事故が起こったときの対応  
のために責任の度合いはどうするかというのは内部規定で平成18年度の段階までには整備をせ  
ざるを得ない。今の段階では委員会での質問に答えるというか検討するという状況ですね。

それからもう一点ですが、現在財団に派遣されている職員、今あります文化スポーツ振興財  
団に派遣されていますし、こういう職員は指定管理者団体になった場合には、今何名派遣され  
ていますか。業務部長とかいろんな部分がありますが。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） ただいま5名の職員を配置させていただいております。

委員長（武藤哲志委員） 指定管理者になれば、この5名はどういう立場で、指定管理者になれ  
ば引き上げざるを得ないと思いますが、これはどうなりますか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 指定管理者制度は公の施設を利用する部分について指定管理者を決  
めるという形です。財団そのものを指定管理者というふうにするものではございませんので、  
今まで公の施設を管理委託していた部分を財団がしていれば、その公の施設の部分の職員が該  
当になってくるというふうに判断いたしております。

委員長（武藤哲志委員） そうすると、今派遣している5名についてはそのままということにな  
るんですか。それは今度法の趣旨に反するような感じになりますが。直営でやるか民間に委託  
するかという中に、財団に派遣している職員はそのままだと。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私も財団の理事をしていまして、財団としても指定管理者制度に参加を  
して民間に負けられないような運営を行いたいというふうに考えております。競争の結果財団が取

れば今の派遣職員は要るんじゃないかなと思っています。もし、民間の方に仕事が行けば、その仕事量によって今派遣している職員が余剰になるのかならないのか。その判断はまた市として判断をしなければいけないと考えています。

委員長（武藤哲志委員） ちょっとここで休憩をさせていただきますか。

休憩 午前11時52分

~~~~~

再開 午後1時00分

委員長（武藤哲志委員） それでは、再開いたします。

まず、この条例の廃止とそれから指定管理者の指定手続の条例を関連して審議をしておりますが、議案書の31ページに罰則関係ですか、この部分の質疑がございましたが、これに対する回答を求めたいと思います。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 個人情報の取扱いということで罰則規定でございますけども、今年の4月から個人情報保護条例という条例を制定いたしております、その第4条に事業所の関係が上がっております。それから第11条に委託に伴います措置等の条文が書いてあります。それから罰則につきましてはその個人情報保護条例の第38条に受託業務に従事している者又は従事していた者が正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録されたものを、個人ファイル等でございますけども、そういったものを提供した時には2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するという規定がありますので、これを準用したいと思っています。

委員長（武藤哲志委員） それでは、まず全体的にもう一度ですね、議案第41号に戻りたいと思います。再度皆さん例規集2の4,713ページをお開きいただきたいと思います。まずこの条例を廃止するために議案第42号の部分と審議をしてきました。この太宰府市公共施設の委託に関する条例というのがありまして、第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、8条、そして附則が別表についてありまして、現在のところ4,715ページをお開きいただきたいと思います。先ほどの議案第42号の審議の中で、まず、上にあります太宰府市立太宰府史跡水辺公園それから太宰府市立北谷運動公園を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に委託をいたしておりますが、これを公募により指定管理者にしたいという内容にもなります。また後で関連する内容が下の方に2つ出てきますが、こういう部分についてを指定管理者制度にするということになるわけです。それでは再度議案第41号太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例、平成5年条例第10号は廃止する。しかもこの条例は平成18年4月1日から施行するという条文です。まず、ここについての再度条例の質疑がありましたら委員から出してください。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 参考までなんですが、この指定管理者制度を導入するにあたりまして、近隣では先駆者ではないかなと思うんですが、これを制定するにあたりまして、私も指定管理者制度を導入している各市町村の視察を行った経緯がございますが、行政側の方でもそうい

うふうな先進地であります市町村の事を参考とかそういうことの経緯があるんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 他市町村の事例ということで、やはり同じ6月議会でかなりの市町村において、こういう指定管理者制度をとっていることになっていると思いますので、いいところについてはですね、他市の状況を見てやって行きたいというふうに思っております。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員からは。

新たにこの別表第2条関係に出てくる部分については他の条例上の関係で、ここに太宰府市文化スポーツ振興財団と古都大宰府保存協会、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会とありますが、他に委託をしているというのはありますか。

太宰府館は委託していないのかね。直営ね。

それでは再度委員に質疑がないかを確認いたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第41号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第41号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時12分

委員長（武藤哲志委員） それでは再度議案書の27ページをお開きいただきたいと思います。太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてです。28ページの第1条から入っておりますが、再度この28ページの第1条、2条について質疑はありませんか。

橋本委員。

委員（橋本 健委員） 先ほど質問しました公募の方法についてお答えをいただけていないんですが、よろしくをお願いします。

委員長（武藤哲志委員） まず、橋本委員からですね、先ほど公募について、公募は3年という関連的なものがありましたが、公募の方法については行政経営課長から先ほど内部検討して入札ではないんですね。違うんですね。

行政経営課長（宮原 仁） 公募する場合の方法でございますけども、まず、指定管理者の募集につきましては原則として公募ということで説明申し上げました。それで私どもの方としては

市のホームページを使いまして、それから広報紙、それから庁舎の窓口、それから対象となるような公の施設等にそういった書類を置いて配付するなど広く募集したいというふうに思っております。

委員長（武藤哲志委員） それでは戻ります。28ページ第1条、第2条、第2条については募集の内容が今報告されました。それから第3条の申請、これに対する再度質疑はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） すいません、これは条文の構成になると思うんですけど、例えば第2条ですね、「公募するものとする」となりながら、その次の29ページで「公募によらない候補者の選定」というふうになっているんですよね。これは例えば第2条の後に公募によらない候補者の選定というのを付けた方がわかりやすいんじゃないかと思うんですけど。このわざわざ離しているというのは何か理由があるんでしょうか。第2条と第5条の間が。第2条で公募になっていますよね、公募するものとするに。で、第5条の中に公募によらない候補者の選定ということになっていまして、わかりにくいんじゃないかと思うんですけども。

委員長（武藤哲志委員） 今、片井委員の方から第2条の一番最後に「法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする」というふうになっていると。ところが29ページの第5条の「（公募によらない候補者の選定）」となっている部分について、第2条と第5条の関係の違いを明らかにしていただきたいということですが。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 先ほどの片井委員さんの質疑では、（募集）というところの後に第5条を持ってきたらどうかということでしょうかね。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） これは構成の問題なんで、それの方がよりわかり易いんじゃないかなと思ったものですから。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 条文構成ですが、まず趣旨、それから募集の場合の原則的な募集の仕方はこうですよということで、2条、3条、4条ということです。で、例外的には公募によらない場合の選定ということで、但し書きみたいな形になりますので、構成的にはこちらの方が、法文上は大体こういう形で今まで組み立てていますので、それに従った条文としておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） それでは29ページ、候補者の選定の第4条、5条、これについては具体的に13施設の内2施設については公募を行うと。それで第6条指定管理者の指定、これについても委員から質疑があつておりましたが、まず、4条、5条、6条についての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは第7条。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） これ指定管理者を公募するにしよう、公募じゃなくてそのまま今の財団を指定管理者にしよう、一番問題になってくるのは管理費用の金額だと思うんですね。その際管理費用が今現在特に財団になっている部分の費用対効果がどうなのかとか、市民に対するサービスのあり方がどうなのかということとを事前にきちんとチェックをする必要があると思うんですけども、それはなさらずに、ただ財団の方に公募によらずにするのか。そこら辺の、今やはり、せっかく指定管理者制度という制度ができるんですから、今現在の管理運営に対するあり方というのをチェックする体制というのが必要だと思うんですけど、それは再度の質問になると思うんですけど、そこら辺りはどんなお考えでしょうか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 指定管理者制度に、公募と公募によらないものがあるんですけども、公募によらないものにつきましても、申請書等は出していただくようになります。同じ一連の書類もうちの方で指定管理者の方とつむような形になるんですけども、その経費の関係で今管理委託料ということで、財団の方に委託をしているわけですが、その委託料についてはやはり所管課の方からより詳細な算出的なものを出されて委託料を出されていると思います。そういったことから積み上げて指定管理費という形で仕様書の方に上がってくるとは思うんですけども、そのチェック体制というのはそれぞれの所管の課の方でですね、部課の方でお願いしたいというふうに思っております。

委員長（武藤哲志委員） この部分で協定の締結、6条と7条の関係がありますが、当然指定管理者に指定された場合の代表指定管理者の人件費が今ですね、財団で一本化されておるんですよ。文化スポーツ振興財団ですね。それが分離された時に当然スポーツ公園の管理者の責任者、それから市民プールの管理責任者として、早う言えば今の兼務でやっていますから人件費的なものが要らないわけですが、当然館長的な役割、施設の責任者としての人件費はどうなるのか。それと同時に当然今委託の関係でも労働条件、そこに働く人たちの社会保険、厚生年金とか、こういう問題も出てくるわけですが、この協定の締結の段階ですね。この辺は内部検討をされておりますか。今私ども一つの団体で人件費的なものはそれなりに対応されていると思うんですが、新たに逆に指定管理者になったらね、指定管理者の人件費をどうするか。その分だけは労働者パート化して安くして人件費を出さなきゃいかんようになるんじゃないかと。ボランティアで指定管理者になってくれる人はおらんでしょう。その辺の人件費は増やさんことには指定管理者になったものの、さっき言うように収入は差し引いてやりますと、そうするとどこかにしわ寄せが来ることは間違いない。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今のはこういう考えでいいんですかね。市民プールは市民プールでやっていますけども、そこに本体の管理運営費がかかっているよと。その経費を差し引いてやると非常に少ない金額、まあ8千万円という形になるけども、本部経費がありますからその費用は

どうするのかと。それも含めないと非常に安い委託費になるんじゃないかという考えですね。もちろんそうです。ですから本部経費も一定の割合で市民プールも本体が見ている部分もございまして、経理等もそうですし、そういうものはやはりプラスしたところでの比較という形にしないと不公平感が生じてきますので、そういうふうな比較になると思います。

委員長（武藤哲志委員） 私の聞き方が悪いのか理解がしにくいのかわかりませんが、早う言えばこの2つの施設を公募してやる場合に、当然指定管理者という責任者、権限を持つ人の当然人件費的なものが新たに発生するんじゃないんですかと。今文化スポーツ振興財団に専務理事が居って、その施設全体を管理しているし、当然その方が大変安い金額で年金の補足部分をやるかそういう状況になっておられて、文化スポーツ振興財団の専務理事の給与を見ますとそんなに高くはないですよ。それから切り離して北谷運動公園と市民プールを指定管理者にしたときに指定管理者の利益はやっぱり受けようとする者はそこの社長的なものですからね。その人件費はやはりパートみたいな形じゃないけど、その人件費を新たに出すということになってくると、さっき言うように収入もそのまま戻さなきゃいかんようになるんじゃないかと。今までは市に戻ってきただけ、それは上げるというけど、その分を差し引いて北谷運動公園の場合14,526千円、市民プールは7,800万円の内指定管理者の人件費は、代表者の人件費はどうするのか内部検討しているのかと。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） ですから本部経費といいますが、財団の中にプロパーもいますし、うちの職員もいますし、専務理事もいます。そこで社長的な本社の機能を有して、市民プールを運営したり、体育館を運営したり、いろいろしますので、その経費を分けないとやはり社長さんの給料、社長さんになるか分かりませんが、管理的な経費が出ませんから、それを含めた中で比較します。財団もそれを比較した中で、市民プールについて私ですと、財団ですと、いくらか引き受けますよというような経費になると思いますのでそれとの比較です。社長さんは高い給料でやってもそれなりの能力があれば、経費が安く上がればいいですけども、やはり財団も、安い経費で、運営をしようという考え方で、再任用の職員を、退職した職員を雇用いたしておりますので、それも企業努力の方で克服されると思いますので、同じような比較で、委託費が比較されるものと考えています。

委員長（武藤哲志委員） だから、私の方は今までどおり財団で、北谷運動公園も市民プールもやればね、そういう指定管理者というのを新たに設けなくて、財団が一人の指定管理者になって、ここ今さっき条例上の附則機関にあるように、全部管理をしてきたと。ただし社協と古都大宰府保存協会だけは別ですけどね。新たに、指定管理者が三人増えるような状況になればね、そこの人件費的なものも、必要になってくるんじゃないですかと。だからそこは職員を引き上げるから、その職員の費用まで、この7,800万円とか・・・。

北谷運動公園は職員を配置したらんもんね。市民プールだけでしょ一人おるのは、うちの職員が。

総務部長。

総務部長（平島鉄信）　　こういうことですよ。今市民プールもですね、あそこに所長さんがいらっしゃいます。これも、囑託としてこの費用に含まれています。プラスの市民プールはあそこだけで成り立っていません。あそこの会計事務なんかは本部でやっています。本部にはプロパーもいらっしゃいますし、うちの職員もいます。専務理事もいます。この分は市民プールの経費としていくらか配分してやらないと、今度新たに引き受けるところの会社は本部経費が出ませんから、それも入れたところで財団の比較と応募してきたところと比較をしますよということです。

委員長（武藤哲志委員）　　だからさっき回答を求めているけど、そこに働く財団の部分で、前の消防の大変経験のある方が所長をしているけどね、早う言えば、新たに指定管理者になって、公募されたときに、今働いている市民プールの中でも、あそこについては夏場にしても1年中職員や監視を置いておかなきゃいけないけど、新たに指定管理者をされて、公募された場合には、その従業員というのは財団が引きとるのかどうか。雇用関係が1年とか、はっきり2年とかになっていると思うんですが。こういう労働条件だとか社会保険制度とかという問題まで波及してくるんじゃないでしょうかと、こう言っているんです。

総務部長。

総務部長（平島鉄信）　　それは本会議でも聞かれましたけども、やはり財団は財団としての一つの会社ですから、その中の人事関係について、私たちがいろいろ口出しすることができません。しかし新たな会社があので市民プールを引き受ける場合、いろんなメンテナンス等々ございまして、明日から全然違う人達ばかりで運営するということは非常に難しいのではないかなという気がします。そこで、その会社がどれだけのノウハウがあるかどうかでしようけども、やはりいくらかの、そこに働いていた方の雇用と言いますかね、を考えていくのではないかなという気がします。そこはどうしても雇わないということであれば財団の中で配置転換するのか、あるいは、今ほとんど1年契約でやっていますので、雇用の解雇をするのかという形は財団の考え方で今後進められていくと思います。

委員長（武藤哲志委員）　　説明があっていますが、ちょっといろいろと問題点もあるようですが進みます。

第7条、第8条について、委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員）　　それでは第9条、第10条について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員）　　じゃあ。第11条、第12条、第13条について質疑はありませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員）　　すいません、1つ確認しておきたいんですが、事故があったときということで、物品じゃなくて、人身事故ですね。来館者とか来場者がですね、けが等があったとき

に保険の問題ですが、まず一つがふれあい保険の対象になるのかどうかということですね。もう一点が、スポーツ保険とそういうふうな商品が沢山あるんですが、不特定多数に対する保険というのはあまりないんですね。自治会保険等があるんですが、いわゆる公民館保険ですね。アンビシャス広場なんか会社が会社とですね、県の方にもすごく協力してもらって、交渉して、特別にその不特定多数を対象とした保険を、だいたい自治会保険と同じような条件で入れさせてもらってるんですよ。ところがこういうふうな公共施設の管理となると、そんな風にうまくいくのかということで、何かそういうふうなことの検討とか何かされているのか、2点お聞かせてください。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 保険の部分についてはですね、指定管理者ということで決定されれば、利用者に対しまして何らかの保険をかけなくちゃいけないと思っています。

委員長（武藤哲志委員） 今、門田委員の方からね、太宰府市市民全体にスポーツ保険とか、そういう保険を掛けている部分が、指定管理者施設になった場合について該当するのかどうか。早う言えばアンビシャス運動とかいろんな部分があるが、そういう市民全体に保険を掛けているもの、これが該当するかという問題で、これちょっと相当、保険契約の見直しを迫られるんじゃないかと思うんですよ。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 市民活動災害補償保険につきましては、対象が市内に活動拠点があり、5名以上の市民によって組織された市民団体や個人による活動ということですので、水辺公園あたりでの事故というふうなことに対しては、直接的には対象になってこないんじゃないかと考えております。

委員長（武藤哲志委員） 今地域振興課長から、市民に掛けている保険は指定管理者制度になってそこでの事故については該当しないということです。

そうなると思いますよ。逆に指定管理者施設になっておれば、さっき私が言ったように、もし何かそこで事故があったときには、市は指定管理者に委託しているわけだから市と指定管理者を訴えてくるということになりますよね。

だから指定を受けた施設の中での事故は指定管理者。ただし、その補助金を出している、賠償責任がでてくると、過失の割合として、施設管理者が50%、指定した団体が50%とか。今後新たな大きな問題になってくると思うんですが。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 2つ一緒に質問されているんですが、通常の損害賠償、例えば施設の欠陥によって、けがをされたという場合は当然市です。市の施設ですから。運営がまずい、管理者に私たちは運営をこうなさいと言ったのに、その通りせずに運営がまずいために、けがをしたという場合はその運営会社になります。しかし市民は市に対してしか恐らく訴えてこないと思います。私もそういう場合は一般市民だったら市に訴えます。会社じゃなくてですね。

それはやはり市が受けなければいけないと思います。それを受けて賠償しなければならないということになれば、今度は過失割合、市が悪かったのか、あるいは、受けた会社が悪かったかによって、求償権が発生します。市が賠償しておいて、こんどは会社に対して、あなたの管理運営不十分だから求償しますよということで、その割合で請求します。ということは、過失はどの時点の原因であったかによって最終的にはその人が負担する形になります。いま聞かれているのは、ふれあい保険はボランティアみたいな活動を団体でする場合、市内の人がですね。その場合はどこであっても、例えばプールに何か地域の方を連れて行って、そこで事故に遭った場合は、その連れて行った人に責任を負わないように、市の方からお見舞金をやったり治療費をやったり支払うものですから、これはまた別個です。その原因がさらに、会社の原因、市の原因であった場合には損害賠償は又別に払います。そういう形になると思います。わかりましたでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） そうなるとこの指定管理者は独自に、そういうふうな保険的な対策をしないといかんわけですね。その分の経費というものが、どれくらいかわからないんですけど、見込まれるということではあるので、そういうふうな委託料といいますか、管理料等もやっぱり考慮しないといかんのかなと思いますね。要件わかりました。

委員長（武藤哲志委員） それでは委員、第11条、第12条、第13条、第14条まで、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 再度質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第42号に対して討論はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 賛成討論ですが、4点ほど要望をいたしまして、賛成討論にしたいと思います。先ほど武藤委員長の方からも言われましたけども、指定管理者制度に移行した後、現在雇用されている方々の身分、これをきちんとやはり保証していただくような形で考えていただきたいということ。それから指定管理者制度で今回総務文教常任委員会には付託されていませんが、老人センターというような形であまり収益とはそぐわないような施設も、今後は公共施設の中に出てくる可能性がありますので、こういった福祉等に関する施設などについては、きちんとその利用目的等をはっきりさせて、例えば、今後直営にするとか、あくまでこの指定管理者制度を使うとしても、その施設の目的を必ず明らかにしておいて、そういった運営を心がけていただきたいということ。それから先ほどもお伺いしました選考委員、これはあくまで市の職員の中でという話でしたが、市の職員の中には、先ほど総務部長おっしゃいましたよう

に、文化スポーツ振興財団等に関係されている職員の方もいらっしゃいますので、選考委員の選出の際には、そういった公平性を期すような形で選考委員をきちんと選出をしていただきたいということ。それからあと指定管理者制度は個人でなければいいということですから、これは市民のボランティア団体が手を挙げても構わないということですから、市民に対してもきちんと説明会なり、あるいは、広報を使ってでも構いませんが、できれば一度ぐらいは説明会を開いて、市民に対してもきちんとそういった説明をしていただきたいということ。この点を要望いたしまして、賛成討論とします。

委員長（武藤哲志委員） ほかに討論はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 私も賛成の立場から討論いたします。この指定管理者制度の導入がこれから始まるわけですから、これがどうなるかということは今後の経過を見ないとわからないわけですが、ただ指定管理者制度でいちばん大事なことは、やはり公共の施設ですから市民サービスというのが確保されなければいけないことですので、そのあたりを市がきちんと協定の中でチェックできるようにやってほしいということが1点と、それと、渡邊委員の討論の中にもあったんですけど、市民参画の観点からも、こういう外郭団体とかに限るんじゃなくて、NPOとか自治会、そういう団体への参入もできるような方法を検討してほしいと思います。それと、公募によらないことができるようになっておりますけども、その理由などをきちんと明記して規則の中で位置づけてほしいと思います。その3点を要望しまして賛成といたします。

委員長（武藤哲志委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第42号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時35分

~~~~~

日程第3 議案第43号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する  
条例の一部を改正する条例について

委員長（武藤哲志委員） 日程第3、議案第43号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される  
職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

例規集 1 の 2,221 ページをお開きいただきたいと思います。

内容につきましては、職員の派遣で、外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関、我が国が加盟している国際機関、外国の学校、研究所又は病院であって、前各号に該当しないもの、前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる期間で市長が別に定めるもの。こういう状況の中で、次のページの第 3 条の 3 年を 5 年に改めるという状況が改正の内容です。

まずこういう派遣という形で第 2 条、条例上、私も長い議会活動の中に、こういう 2 条の 1、2、3、4 という条項というのは経験がないんですが、いまだかつてですね。外国からは受け入れることがあっても、教育機関に補助的な教職員を受け入れてますが、太宰府市からこういう条例に基づいて派遣したことがないということです。この内容については、議案書 32 ページの理由に、人事院規則の改正に伴い、国家公務員の例に準じて条例の一部を改正する必要が生じたということになると思うのですが、国が法律を変えたので、太宰府市も条例を持っておかなきゃならなかったんで、こういう条例を 3 年を 5 年としたと。太宰府市で今後こんな例が、こういう状況があるのかどうか。福岡県内で、福岡県に 1 年とか 2 年派遣するとか。お互いの組合に派遣しているというのはありますけど、海外派遣とかないよね。こういう条例を持つとかなきゃいかんのかね。ここは所管はどこになるんですか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） ただいま委員長が言われますように、過去におきましては、外国に対しまして派遣された職員はいないと思います。いないです。これも先ほど言われましたように、人事院規則が改正になりまして職員の国際機関等への派遣が改正されましたので、改正をお願いしているところでございます。内容としましては、職員を派遣するにあたって任命権者が市長との協議を必要とするとき、派遣期間について 3 年から 5 年に改めるということでございまして、この理由といたしましては、やはり国において、これはあくまでも推測でございませうけれども、3 年という期間が短いということから 5 年に延長されてるんじゃないかと推測いたします。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今この議案第 43 号についてですが、国、県の場合はですね、国連だとか、NGO の関係だとか、国際赤十字関係に派遣するとか。いろいろ国、県段階があるんですけど、太宰府市でも条例を持っておかないといけないという状況で、議会の議決が必要です。

ちょっと参考意見に、太宰府市の職員が国際交流のために外国に行く場合について、承認と支出というのはありましたよね、国際交流のために。支度金があったりね。だから太宰府市は海外では扶餘邑と姉妹都市を結んでいますから。そういうものとはまったく関係ないと思いますけど。この内容については本当に、国とか県は該当するでしょうけど、太宰府市に将来海外国際協力に派遣を是非してくれないかと言ってきたときに条例がないと困るという状況で、太宰府では外国に公務として国際交流で過去に 2 回ほど扶餘邑に行った場合には職務命令で、そ

ういう状況的なものがありますが、これは3日か4日で議会も、それから行政も帰ってきてる状況があるようです。これが3年を5年まで延長するということですが、委員、何か質疑がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) じゃあこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第43号に対して、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがって、議案第43号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時43分

~~~~~

日程第4 議案第44条 太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について

委員長(武藤哲志委員) 日程第4、議案第44号「太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

同じく例規集1の157ページをお開きいただきたいと思います。157ページに太宰府市表彰条例、今回は新旧対照表の14ページを出していただきたいと思いますと思うんですが、召集前に市から条例改正の新旧対照表というのが配布されておりまして、この条例についてはこれを見ていただいた方がわかりやすいと思うのですが。

まず第7条について、特別表彰ということで上げられております。今まで功労表彰および善行表彰の2種類だったのが、功労表彰、善行表彰及び特別表彰ということで、教育、芸術、文化、芸能、スポーツその他の分野において活躍が特に著しい者に対して行う。表彰は団体に対しても行うことができる。特別表彰は第10条の規定に関わらず、必要な時期に行うものとする。だから9条の規定というのは…。この部分は年に1回文化の日が近づいた時にやっておられたようですが、特別表彰の形式として特別表彰者には表彰状を贈呈する。市長が特に認めるときには、記念品または記念品料を添えて贈呈する。被表彰者が死亡した場合の措置として第9条に上がっておりますし、第10条に表彰の時期は文化の日、ただし、功労表彰については第3条に掲げる職を退職した後の文化の日に行う。それから第12条が功労表彰、善行表彰及び特別表彰者の表彰を受けた者の氏名、功績の要旨等は、これを公表し、顕彰するとともに、表彰台帳に登録し永久に保存する。第15条が新たに出てきておりまして、表彰の要件に準ずる

者又は功績の内容……。こういうふうになっております。

それではいま私から説明いたしました、担当課の総務課長の方から何か補足説明することがありますか。

総務課長。

総務課長（松島健二） ただいま私が説明するところを説明していただいたようなもので、補足ということではありませんが、今言われましたように、今回の条例の一部改正につきましては表彰というのが功労表彰と善行表彰という2種類でありまして、今回新たに特別表彰という形で加えさせていただいております。それに伴いまして条文の整理を行ったということでございますが、この特別表彰につきましては過去に特別表彰ということですね、高校のサッカー部が全国大会で準優勝したということで特別表彰という形を行っておりますが、明文化されたもの等がございませんでしたので、今回その規定を設けて整理をさせていただくものでございます。

それで、今回その規定を設けますとともに、第15条に設けております賞状または感謝状の贈呈という部分がございます。これにつきましては功労者、善行者及び特別表彰、その三種類の表彰の他にですね、これに準じたような形のなかで、準じるものがあるならば表彰状にかえて、賞状等を贈らせていただくということで、この部分を新たにつけ加えさせていただいているところでございます。以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今総務課長から表彰についてですが、新たに市内にあります教育機関が全国大会で優勝したとか著しい、それから芸術活動、太宰府市には芸術家の方が以前、もう終わりましたが、足達裏絵画太宰府市所蔵品展というものがあったり……。文化活動、芸能活動、スポーツこういうものを新たに設けたいと。

再度今までの表彰の中で大体の基準的なものがあつたでしょう。市職員を退職何年したときとか、年に1回市の広報に載っておりますが、議員を3期以上したとか、そういう一つの今までの表彰の基準と、新たに今度の場合は年数とか関係ない場合がありますからね。スポーツなんていうのは、高校サッカーで全国大会で準優勝したとか、スポーツになってくるとたくさん出てくると思うんですよ。国体に出て優勝したとか。太宰府市には高校全部で何校あるのかな。4校かな。福岡農業高校、筑紫台高校、それから筑陽学園、太宰府高校。それから、中体連もあるね。中体連も該当するんですかね。

総務課長。

総務課長（松島健二） この特別表彰の規定につきましては、全国大会等の規模において優勝またはこれに準じたものという形をとっておりますので、高校生に限らないということになってきます。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今からこれ施行するんですけど、去年の国分小学校のミニバスケットはそういうのに値しなかったんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） この分につきましてはですね、こういうふうな規定を設けておりませんでした、一応全国大会ということでしたので、これは特別表彰という形で表彰が行われているということでございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から質疑はありますか。

門田委員。

委員（門田委員） スポーツはわかるんですが、個人とかの表彰ですね。善行表彰も入るのかな。その時に欠格条項で第9条ですね、現行の方の。条文があるんですけど不相当と認められる分、具体的な場合というのは、例えば罰金刑以上とかそういうものなのか。破廉恥なものなんかはもちろん駄目と思うんですけど、何かそういうこと、内規等がありましたら教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 現在の第9条ですね、新たには第11条になりますが、この欠格条項につきましては別段きちとした決め事といたしますか、というのは設けていませんが、この表彰につきましては選考委員会なるものがございます。そういった中で選考されるという形になりますので、選考委員会の中におきましてそういう判断をしていただくという形になってくると思います。以上です。

委員長（武藤哲志委員） 例規集の中に、市長として8年以上、それから市会議員、助役、収入役、教育長として12年。それから地方自治法第180条に規定する委員会の委員及び区長として12年、消防団関係10年。それから職員表彰はこれに入っていないね。なぜ職員として30年以上勤務したときでも表彰は入れないのか。ある一定地方自治功績になるんだけど、表彰規程の中に職員を入れなかったというのは、どういう基準があるのかな。私もこれ平成2年の時に賛成して作ったんだけど、そのときに質問をしていないが。

総務課長。

総務課長（松島健二） 詳しくなくて申し訳ありませんが、市職員につきましてはこの表彰条例に基づくものではなくて、市職員の表彰という形の中で、10年、20年、30年、35年というような...

すいません。この表彰条例の中には設けていないということですが、過去ですね...

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） この中に以前市の職員30年以上勤務した場合は功労表彰という形で上がっていました。ところが、表彰規程の見直しを以前した中で、市の職員としては市長から10年、20年、30年、35年、40年と表彰を受けるにもかかわらず、退職した後に30年以上あった場合、市長から改めて功労賞をもらうのは少しおかしいんじゃないかという疑問が出されまして、その時に市職員については削除されたという過程がございます。

委員長（武藤哲志委員） そうすると、平成12年6月30日に改正し、市職員は外したということ

ですか。

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 平成12年以前だと思います。

委員長（武藤哲志委員） これ改正がそうになっている、条例上は。その前には勝手に外せないと思います。

条例ができたのが平成2年3月12日でしょう。

こういう部分についてはこの中で、特別表彰は10条の規定にかかわらず必要な時期に行うことができる、いつも文化の日にしていたという経過があるけど、優勝して帰ってきたときに表彰するという可能性もあるという状況で受け止めていただければいいじゃないかと思うのですが。いいですか。それで。

総務課長。

総務課長（松島健二） はい。そのとりでございます。

委員長（武藤哲志委員） 新たにですね、議案第44号については、教育、芸術、文化、芸能、スポーツ、その他というのがちょっとひっかかりますが。その他は何がその他になるのか、ちょっとよくわかりませんが、そういうときには特別には議会に諮ってくるんじゃないかと思えます。こういう表彰条例の一部を改正するという事です。再度、委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第44号に対して、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第44号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時57分

委員長（武藤哲志委員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時58分

~~~~~

再開 午後2時14分

日程第5 議案第45号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（武藤哲志委員） それでは再開いたします。

日程第5、議案第45号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

委員長（武藤哲志委員） まず、執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

総務課長（松島健二） ではご説明させていただきます。今回の改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成17年3月18日に公布され、同年、今年の4月1日から施行されたことに伴いまして条例を改正させていただくものでございます。

改正の内容につきましては、非常勤消防団員の退職報償金についての支払額は階級ごと勤務年数ごとに決められておりますが、このうち今回の改正につきましては分団長、副分団長、部長及び班長で、その勤務年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満の勤務年数があったものについて、その支給額を一律2,000円引き上げるものでございます。この適用につきましては平成17年4月1日以降に退職しました非常勤消防団員に適用するものでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは新旧対照表の16ページをお開きいただきたいと思います。

ただ今総務課長から説明がありましたが、この改正前、改正後の関係で、10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満の分団長以下の部分について、2,000円の引き上げを行うという内容です。

これについて、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第45号に対して、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第45号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時17分

~~~~~

日程第6 議案第46号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（武藤哲志委員） 日程第6、議案第46号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

理由が追記されておりまして、議案書41ページをお開きいただきたいと思います。

それでは執行部の補足説明を求めます。

まるごと博物館推進室長。

まるごと博物館推進室長（齋藤廣之） この太宰府市国立博物館設置促進会議は当会議の前身であります太宰府市国立博物館誘致推進会議を昭和63年に発足しまして、その後平成9年に現在の太宰府市国立博物館設置促進会議という名称に変更いたしておりまして、今日に至っております。

この会議は国立博物館の早期設置ということを目的に設置をして今日に至っているものですが、今日におきましては国立博物館が本年10月16日に一般公開ということが決定いたしておりますことから、当会議の目的は達成することができたということで、今回この会議を廃止させていただきますものでございます。それに伴いまして附属機関設置に関する条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただ今説明を受けましたが、委員から質疑はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） これ質問していいかわかっていないですけど、現行から改正されて、結局残ったのが太宰府市障害児保育事業委員会というのが残るようになってるみたいなんですけど、実際この委員会自体がどういう活動されているのかというのが、ちょっと今ここでもしかしたら質問として適合しないのかもしれませんが、こういったものなのかなと思っております。

委員長（武藤哲志委員） たいへん申し訳ございません。太宰府市障害児保育事業委員会が残るということですが、所管は環境厚生常任委員会になりますかね。

ちょっと申し訳ございません。太宰府市国立博物館設置促進会議というのがなくなって、あと二つが上に上がるということだけでしょ。

まるごと博物館推進室長。

まるごと博物館推進室長（齋藤廣之） そうです。新旧対照表はそういう意味です。

委員長（武藤哲志委員） この部分の所管については環境厚生常任委員会の所管になるということでご理解いただきたいと思います。ただし、国立博物館設置促進会議に今まで予算の支出をしてきていたのは、今年度は予算を計上していませんか。

まるごと博物館推進室長。

まるごと博物館推進室長（齋藤廣之） はい今年度から計上しておりません。

委員長（武藤哲志委員） 今年度予算には計上していないということですね。

そういう説明がありましたけど、委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第46号に対して、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがって、議案第46号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時21分

~~~~~

日程第7 議案第47号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

委員長(武藤哲志委員) 日程第7、議案第47号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

まず、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。18ページをお開きいただけませんか。

ここの中の部分についての執行部の補足説明、新たにラインを引いているところがありますし、特徴点について地域振興課から説明を受けたいと思います。

地域振興課長。

地域振興課長(大藪勝一) 指定管理者制度を導入することに伴いまして、管理運営委託の条文を削除し、指定管理者制度に関係する条文を加えるために条例の一部を改正するものです。改正の内容としましては、改正前の第11条で管理運営を公共的団体に委託することができるとしていたものを、改正後の第12条で地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定する法人または団体に管理を行わせることができるとし、第13条に指定管理者が行う業務、第14条に利用料金の収入を追加したものです。また、改正後の第4条としましてそれぞれの規則に規定しておりました休館日及び使用時間を条例に規定するものです。なお附則の第2項に経過措置ということで、改正以前の第11条の規定により管理の委託をしているいきいき情報センターに係る改正後の第12条の規定の適用については、なお従前の例によるとしております。以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) 新旧対照表の22ページですね。第4条関係で、ここでは使用時間が午前9時から午後9時半までと、保健センターは午後5時までと、駐車場は午後10時までと、それからいきいき情報センターの使用料ですが、これについての変更はあってないようです。それから24ページ、一般の使用料、それからプリペイドカードの料金、それから最後に駐車場の使用料、こういう状況で、改正も従前と同じですね。何か特徴ありますか。

地域振興課長。

地域振興課長(大藪勝一) 従前のとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） これについては、今ある財団をそのまま指定管理者にするということで、受け止めていいでしょうか。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） はい、そのとおりです。

委員長（武藤哲志委員） 現在行っている財団に、ただし、この収入的なものは、とりあえず財団の収入とすると。そして差し引いて支出を行うという状況で、先ほどの条例廃止と、指定管理者制度にかかわる条文との内容です。

それではこれから委員の質疑に入ります。質疑はありませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 駐車場なんですけど、現在と変わらず200円と。1時間は無料だったかな。これ減免ということで、はんこを押してもらって今はただにしてもらっているのが、この指定管理者となった以降に、今後ずっとあれはあるのかなくなるのか、ちょっとお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） これにつきましては、現状と変わらないということで考えております。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） まず第1点目がですね、このいきいき情報センターだけじゃないんですけど、全般にわたってですね、休館日の曜日までを条例でうたう必要があるのかどうかということで、特に今回指定管理者で別の団体に管理を任せるところについてですね、曜日まで条例でうたって、例えば指定管理者になった団体がその曜日を変えたいと思ったときなんかは、わざわざ議決を経なければいけなくなってくるわけですが、そこまでする必要があったのかということ。例えば、月に1回休みを取ることとか、そこまでの大枠で条例でうたうのは良かったんではないかなと思っているのが一つと、いきいき情報センターについてはピガールームを現在お母さんたちが自由に託児というか保育をするようなスペースで、遊具も置いていただいて、今使っていただいていますけども、あそこの使用料はどのようになるのかお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） まず条例の方に規則でありました休館日、それから開館時間、それから使用制限等の要件等を入れております。これにつきましては、総務省の方から通知が来ておるわけございまして、その地方自治法の一部改正にともないます法律の公布ということで、総務省から平成15年の7月に通知がっております。その中で、条例で規定すべき事項ということで、その通知の中に入れてございまして、それに従いまして、私どもの方で条例に入れていただくということで、今回提出しているものでございます。以上です。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 私もその要綱は読んでおりますけれども、休館日を指定することという内容で来ているだけであって、私が申し上げているのは、そこでその曜日まで条例で決めてしまう必要があるのかということで、その休館日は、例えば一週間に1回とることとかという形で、少し大枠で、指定管理者にある程度裁量権を持たせるような形での条例の書き方ができなかったかなというところですが。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課か地域振興課か、どちらが…。

総括して、総務部長。

総務部長（平島鉄信） ……。

委員長（武藤哲志委員） 再度渡邊議員、質疑をお願いいたします。

委員（渡邊美穂委員） 総務省から昨年通達が来て、その指定管理者制度に移行する際も、休館というか、休みの日についてはきちんと明記しておくことということで、条例の内容の指導が来ていると思いますが、この条例の中にあるように、曜日まで条例の中にうたう必要が本当にあるのだろうか。ある程度、民間等に任せるんだったら、その休館日等の曜日ぐらいの裁量権は指定管理者側に任せるような条例の書きの方が良かったんではないかなと思うのですが。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 管理の基準というのは、市民側にとって不便にならないように定めたものです。ですから、例えば休日を、そんなことはないでしょうけど、5日間休むとかですね。そういうことがないように、週1日、あるいは何曜日に休みですよということを市民にアカウントピリティーで知らせておこうと、そういうような内容でございます。そうすることが今まで良かったんですけども、今言われますように、指定管理者制度に移りますと、ある程度その辺は自由制度、最低は何日ですよという定めの方がいいのかなということ、ちょっと提案をしながらですけども、そういうふうに考えています。本来これは月曜だけじゃなくて、ある程度利用状況を見て、週一は月曜日休む館。水曜日に休む館というようなことで、バランスを取ってというようなことを財政当局としては示唆していたんですけども、月曜日が多いような感じで、利用がそれだけ少なかったんだらうと思いますけども、そういうことがあります。これはですね、提案をしてますのでこのとおり行きますが、プロポーザルの状況によっては、その辺も少し考えた中でやった方がいいのかなと思いますので、これは十分な参考意見としてお聞きしておきたいと思っております。そういうことで、今回はこれで一応きちんとした最低限の制限を市民の皆さんにお伝えして、これよりいいサービス、例えば休館日をゼロにしようというような提案があるかもわかりません。その場合はそれに対応して、条例の改正もあるのかなというように考えています。十分に参考にしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） すいません。この条例と規則というものの意味合いというのが、例え

ば条例だったら議会の議決が要りますね。規則だったら市長の判断でできますので、その分がこの部分に限らず、ここに出てます公共施設の条例の中で、規則と条例、そこら辺がすごくあいまいになってまして、そこら辺をきちんとまず統一した方がいいんじゃないかなということ、それと減免のことに関しても、当該規則で定めるということになっておりますので、その規則がどうなるかというのが、私たちが一番知りたいところなんですよ。ですから条例で運用するわけじゃなくて、市がやっていくのは規則の中で運用していく部分が多いので、やはりそこら辺をきちんとした方がいいんじゃないかなと思います。それと今の休館日ですけど、休館日も、他の市町村の私条例もちょっと見てみたんですけど、休館日まで条例に入れているところは少なく、大体規則の中で休館日というのを入れておりました。指定管理者制度の条例を変えることによってどうなるかわかりませんが、休館日までを条例に入れているところは近隣では少ないようでした。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 条例で定める場合は、市民に不利益になる場合については、やはり議員の皆さんが市民の代表ですので、こういうふうな制限がありますよということは条例の中でうたうような形で地方自治法はなっています。そういうことから休館の日数、あるいは曜日もきちんと決めてあった方が議会の皆さんの意見が十分聞けるんじゃないかなということで、指定したんだろうと思います。おそらく減免もですけども、減免をすることができるということは、それは条例の中に定めると思います。そしてそれを受けて、規則で議会の皆さんにも減免することができるというような規定に基づいて市長が判断する形になります。おそらく片井委員さんがおっしゃいますのは、休館日は別に規則によって定めるというふうになっているんじゃないかなという気がしますが、まあそこはフリーハンドで市長にお任せするから議会の意見としてはこういうふうな形で条例を認めますよということになると思います。まあどちらがいいのか、本当は何もなければきちんと明示して何曜日にどのような形で、どの施設は休みますよといった方が議会の皆さんは判断できると思いますね。もう何もかも条例で定めますよと言ったら、大体何をどういうふうになったのと、また質問しなければなりません。まあ今度の場合は反対で、議員の皆さんの提案の方がより市民に利便性が保てるような施設になるのかなということがありますので、私さっき言いましたように十分に参考とさせていただきたいなと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） いきいき情報センターの意見なんですが、指定管理業務が財団に移行されるにあたりまして、情報センター内にあります社会教育課、そしてボランティア促進室、地域振興部ですかね、課ですかね、担当ですかね。その中で生涯学習センターと位置づけて文化情報センターとありますけれども、それが指定管理者制度に伴い財団に移行された場合の使い勝手と言うんですか、何と質問していいかちょっとわからないのですが、市の機関がその中に

入っているわけですね、今現在、これはどのような扱いになるのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 今、小柳委員の質問がっておりますが、その前にビガールーム、ここでお子さんについて、時間当たり、使用料の関係も出ておりますが、まず地域振興課長から説明を受けたいと思います。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） ビガールームにつきましては、無料となっております。現在のところ無料ですし、現在課の方で改定ということは考えておりません。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 課の方で指定管理者に移行した場合は、じゃあ指定管理者の判断に任せるといことになるので、今後は有料化になる可能性があるというふうに理解してよろしいですか。

委員長（武藤哲志委員） ちょっと地域振興課長、新旧対照表の24ページに、幼児プレイルームとビガールームは違うということで受け止めていいですか。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） ええ、別の部屋でございます。

委員長（武藤哲志委員） 隣同士にある部屋で区切っておって、一方は有料、一方は、こう右側と左側にあるたいね、それを仕切っている部分について一方は無料、一方は有料というふうに受け止めていいわけね。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） はいそうです。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） さっきの質問はそういうことで、ビガールームの方は、その指定管理者制度に移行しても無料のままなのか、それともそれは指定管理者の判断に任せるといことになるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 仮に有料にするようなことが出てくれば、そのときは条例改正というような形になってこようかと思えます。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほど総務部の方から指定管理者制度について説明があったように、市が公募するときに条件提示をします。その中で幼児プレイルームは使用料として、今の条例でいきますと、一人につき1時間100円、それからビガールームについては無料、そういう形で示して見積もりを取りますので。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員の方からですね、あの中に施設、ちょっと問題点もまたありますが、質問されているボランティア協会、それから社会教育課が入っておりますし、いろん

な部分が入っておりますが、この指定管理者になった場合について、どの範囲を指定管理者に充てて、私もちょっと関連する問題ありますが、三井松島産業のバインバリューには、はっきり言って施設を貸している。この家賃は家賃でもらわないといかんが、三井松島産業、あそこは定休日があるかどうか、ちょっとよくわかりませんが、あの施設の中にはいろんな施設が入っているわけですが、どこの範囲をどう指定管理者制度にして管理させるのか。市はボランティア協会については無料であの施設を提供していると思うんですよね。それからそれ以外に社会教育課が本来は本庁舎にいなきゃいかんのが、社会教育課があそこに財団と一緒にいるという、何か矛盾した状況もありますし、指定管理者にされたら、本来社会教育課は指定管理者のところに家賃を払わないといけないような状況になるんじゃないかなと。小柳委員が質問した内容については、様々な施設を指定管理者にすることによって問題点もいっぱい出てきますが、どう対応するのか。

関連いいですよ。片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 今、数名の委員から出ている質問の関連なんですけども、指定管理者制度を導入するにあたっての市のタイムスケジュールですね、どういうふうな、今いろんな事務作業があると思うんですけど、そこら辺はスケジュール的には決まっているのでしょうか。かなり大変な作業だと思うんですけど。

委員長（武藤哲志委員） まず小柳委員から出されたこの中の施設、指定管理者制度になったときに、どの範囲を指定管理者に指定して、行政側がある社会教育課辺りはどうなるのか。ボランティア協会はどうなるのか。三井松島産業に貸している部分について、電気メーターは別々になっているようなんですけど、いろいろあそこの問題、指定管理者にしたときに、施設の中に入っている入っておりますが、1階に入って財団の中に社会教育課があって、横は財団の業務だとかいろんな部分があったりですね。変則的に2階にはボランティア協会があるね、そしてはっきり言って、何か健康の部分については第三者に委託していると。だからそういう……。先ほど片井委員からも出されてますが、あの施設を指定管理者にしたときに問題点がいろいろ出てくるようですが、その辺の内容についてどう内部検討されているのか。行政経営課長、さっと答え出せます。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 指定管理者につきましては、公の施設を利用しているところですね、そこを指定管理ということでお任せするわけでございますので、社会教育課とか文化振興係が入っている部分については、うちの方で指定する範囲といいますか、そういった仕様書をもって見積もりを取るような形になってこようかと思えます。公の施設ということで、今、市民が利用している所の部分だけを指定管理という形になるかと思えます。

委員長（武藤哲志委員） 何かおかしな変則的になるね。ここは指定管理者に指定されてませんよ、1階の事務室の中で、社会教育課とか生涯学習とか隣とかが、ちょっとこっち入ってくるなどと言われれば、入られんごとなってしまう。

いや、今までどおりだけどね、やっぱ、あなたたちは内部的な考え方で今までどおりと言うだろうけど、私ども議会としては、問題点というのはどうなるのかというのはやっぱ聞いておかないとね。やっぱり指定管理者制度は今までどおりですよと言いながら、中には社会教育課や生涯学習が入ってみたりね、パインパリュウは1階にあるし、もうそりゃあいろいろ問題点があるからたい、そりゃ明らかにしとかなたい。問題は指定管理者制度にして、あのパインパリュウ全体を指定管理者制度にしますと言うならば、あの中における公共施設全部引き上げてもらいたい、やはり庁舎内に元に戻すべきだと私は思うんですよね。ばらばらになってるのおかしいもん。便宜的に指定管理者制度にされたら困ると思うけどね。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 正式に今までどおりですが、今度仕様書の中に事細かに記入していきます。今わりと財団と近くの関係ですから、まあまあぐらゐの感じだったんですけども、今からは、どの部分がどういうふうな形で誰が管理をするのかということをしてですね、今度指定管理者制度の中で仕様書をつくってやっていきます。ですから今回の指定管理者制度は、市の今の委託管理の大きな見直しにもなると思います。今ご指摘の議会の方からいろいろご心配がありますが、それも一つずつ仕様書の中に解決していくべき事項としてやっていきます。しかし基本的にはその仕様書は今のような状態が、まあ使い勝手がいいというようなことになっているんでしょうから、それを目指して、あるいはそれ以上に使い勝手がいいような仕様書をつくるというのが今回の事務作業になるかと思えます。支障がないような形で庁舎の部分としても一部使っていますので、そういうふうなバランスを取りながら、今後指定管理者制度の導入を図っていききたいなと思っております。

委員長（武藤哲志委員） ちょっといい。そのね、部長説明しよるけどね、指定管理者制度として、さっき条例の廃止で水辺公園だとか北谷運動公園とか歴史スポーツ公園、体育センター、少年スポーツ公園、梅林から、ルミナス、佐野、生涯学習、それから文化学習、情報センターとか、いろんな部分を財団が預かっているということは、今まで社会教育課や生涯学習課がしてきたことを管理運営してきたんですよ。指導もしてきたんですよ。ところが指定管理者制度によってそこに権限を移してしまう。そのの利用料は今まで市がもらっていたのはもらわなくていいですよ。財団を指定管理者に指定するんであってね、指定してそこに権限が移されて、一切の運営を任せる、そういう状況の中になぜいきいき情報センターの中に社会教育や生涯学習がおらなきゃいかんかということですよ。もう一切そこでしている業務を委託してしまうわけでしょ。そのためにさっき条例の廃止を委員会で決めたんだけど。そのまだ委託した後の社会教育や生涯学習がずっとその委託した指定管理者を管理するためにおるのかどうか。社会教育活動や生涯学習活動は今後どのような活動になっていくわけ。その辺がどうも納得しない。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 一部はですね、今言いましたように行政の守備範囲として、庁舎として

使っている部分があります。ですからこの部分は指定管理者の方の指定というこじゃなくて、そこはきちんと分けなければいけないというのは課長が申したとおりです。その他にボランティアについても、庁舎とするのか指定管理の方にするのかというのは決めていきますが、それをきちんと今度仕様書の中で分けしていこうということです。そういうことですから、そういうふうな心配がないように、今度は文書できちんと分けをして仕様書をつくっていきますよということです。引き上げてこっちに庁舎としてスペースがあれば、それもいいのでしょうけども、やはり向こうにないと庁舎が狭いということ、あるいは連携を取りながら体育施設、文化施設の運営をしていこうということもございますので、そういうことからあそこに置いた方がいいということもございますので、庁舎兼指定管理者の管理する内容という面積も場所も違うというような形で仕様書をつくってまいりたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、総務部長がおっしゃっていることも、わからんわけではないんですけども、財団の理事さんである職員が多数中に入っておられますよね。そしてなおかつ財団の方には、独立採算制を取るように、指定管理者制度というのに参入してもらえるような形にはなってるんですけども、そうなった場合に、土曜日曜祭日ありますよね、その中で、いきいき情報センターは開館、ジムも開館しておりますよね。でも、指定管理者制度になれば財団の職員も昼夜を問わず、出勤体制とかそういう勤務体制は考えていらっしゃるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 財団も施設を管理する部門と、それから本当の管理部門、本部といたしますかね、がございます。で、本部そのものは土曜日曜に活動しなくてもいいんじゃないか、まあ、した方がいいというのはありましようけども、そういう形に分けております。もちろん市民が利用する各施設については土曜日曜日は出勤してローテーションで回すという形になりますから、それは今までと同じような形になると思います。しかし、指定管理者制度になりますから、少しでも少し自分たちで努力をして利益を上げろという形で出勤される場合もあります。それはある程度今回、自分たちで自由にできる努力できる部分がありますが、基本的な形はそういうことで試算をして委託料をはじき出しますので、今までと同じような形で使用される、利用されるというふうに想定をいたしております。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） ということは、指定管理者制度が導入され、指定管理者下になっても今までとなんらかわりはないというふうに捉えてもいいんでしょうか。どのように捉えればいいんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今までですね、頑張れば収入が増えます。今回が確か800万円ほど市の方いろんな経費を落としたんで戻しなさいと。これはなぜかと言いますと、税金でほとんど取っていかれるからということになってます。今からは経営努力によって収入を上げることも

できる、あるいは経費を落とすことができるということであれば、更に事業を伸ばすとか、今やっている事業をプラスするとか、あるいは採算が合わなければ減らすこともありましょけれども、そんなふうな形で、利便性も含めながら、あるいは経営状況も良くなるようなという創意工夫ができますので、そこに私たちは削るばかりじゃなくて、市民が利用しやすいような施設になるように仕様書をつくっていきたいというふうに思います。だからそこに、努力ができれば、今以上に使いやすくなったねと皆さんが来年以降思っただけのような運営をされることを期待して、指定管理者制度にしたいというふうに思いますので、そういう思いでやります。それが数字かどうかは再来年にみなさんに判定していただけるというふうに思います。

委員長（武藤哲志委員） ただ私もさっき、あれしましたけど、いきいき情報センターにはきちんと職員が派遣されていますよね。今のところ職員が派遣され課長クラスが配置されたりね、中に社会教育、生涯学習があったり、財団にあれしてるけども、指定管理者は市が指定をした部分で代表的なものがあるね、そこにまた市の職員がおって、その管理指導するという状況の矛盾点はどういうふうになるわけ。今までどおりですと言われると、ちょっとそこいら、職務権限を持っているのは本来は指定する市なんですよ。その指定した管理者のおる中に職員が管理職である。指定管理者が権限を持つのか市の管理職が権限を持つのか、こういう矛盾点が、今この財団、いきいき情報センターでは出てくるんですよね。どちらが権限を持つわけ。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 十分にその辺整理できてませんけど、仕様書つくる中でその辺の問題を解決していこうと思っております。本来、併任辞令を出してますが、生涯教育等についてはどこまでが市の分の仕事があるのか、あるいは委託される部分があるのかというのが、ちょっとグレーゾーンになっているところもあります。そういう形でどちらも重ねあって生涯教育がうまくいくようにということに今してますので、その辺の整理がちょっと必要なと思っておりますので、仕様書ができるまでには、どういう形が一番いいのかということは整理をしていきたいというふうに思っております。

委員長（武藤哲志委員） ちょっと休憩して私どもも、あなたたちも、まさかその整理ができてないけど指定管理者制度にすると。だからはっきり言って職員としての権限をもっているんですよ。職員というのは行政運営上にはものすごく権限、指導監督権、責任権があるんだけどね、指定管理者制度に指定されたところに職員が配置されて、どちらが権限を持つのかね。命令系統はどこなのか、指定された指定者が権限を持つのか、その下に権限があるものが使われるのかどうか。それは整理されていない、今後指定する段階で整理をしたいとか、それからもうちょっと後から出してほしいんだけど、今新たに配布された中でね、この条例では減免することができるというのは新旧対照表の中の20ページにあるんだけど、この新たに委員に配布された資料では、公共施設を使ったときだけが減免で、あとの民間施設は1円だって免除されていない。ここでは減免できるということ、受け止め方は市民が20ページのところの9条で、使用

料それぞれの当該規則で定めるところより減免することができる。これずっと見よると、普通の一般施設では減免できる国立博物館を支援する会というのが、25人で2回開いたけど減免を受けてないとかね。それから自衛隊のこの前の入隊のお祝いがあったときについてしてありますが、市で一般の公共施設では減免できるけど、ここはできていない。一番最後のところに各課が使うのは全部減免と、こういうふうに。ちょっと執行部、あなたの方は持っているかどうか、後で確認してほしいんですが、ちょっとその辺ですね、整理ができていないけど、後からするという担保を私どもが与えることがいいかどうか、ちょっと私どもも協議をさせていただきます。

ここでちょっと、3時15分まで休憩します。

休憩 午後2時58分

~~~~~

再開 午後3時34分

委員長（武藤哲志委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは43ページをお開きください。

まず、このいきいき情報センターを指定管理者による管理でやりたいという状況で論議してきました。今の休憩時間中にもある一定委員で協議をしたところですが、このいきいき情報センター、財団の育成をもう少し時間をかけていきたいという状況もあるようですが、委員の中からこのいきいき情報センターを指定管理者にすることについて、再度質問があれば出してみてください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） ただ、確認をしておきたいと思いますが、仕様書だとかそういうものについて委員が要求すれば資料は提出できると。ただし、指定管理者制度になりますと、報告事項に質問はできるけど、これに対する採決というか、報告だけですよということはですね、今後、指定管理者制度について議会には事業報告を受けるだけ。まあそれに対する質問はできるけど、改善的なものはその財団が、はっきり言って改善をする努力をするという状況になるということになります。いいですか。

それではこの議案第47号について、再度質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第47号に対しての討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長 (武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがって、議案第47号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午後 3 時36分

~~~~~

日程第 8 議案第48号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について

委員長 ( 武藤哲志委員 ) 日程第 8、議案第48号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

やはりこれも指定管理者制度への移行ということですので、まず文化財課から補足説明を受けます。

文化財課長。

文化財課長 ( 木村和美 ) 議案第48号の「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

先ほどの議案でも補足説明がございましたように、改めて補足説明はございませんけども、今回の指定管理者制度に伴いまして、新たにこの条例の中で定める事項というのは、先ほどから出ておりましたように、指定管理者が行う管理の基準、あるいは業務の範囲等々について定めるということで、そういう形で休館日、あるいは開館時間、それから指定管理者による管理、それと指定管理者が行う業務、それから利用料金による収入、そういったものの追加条項を定めさせていただいております。

以上でございます。

委員長 ( 武藤哲志委員 ) 今、文化財課長から説明を受けましたが、新旧対照表の26ページ、27ページに、改正案第 4 条、国民の祝日に関する法律、これを休日になるときはその翌日、1月 1 日から 1 月 4 日、12月28日から31日まで、こういう形で提案されておりますし、第 8 条については、この教育委員会が管理を指定管理者制度のために委任事項を廃止するという状況が新旧対照表で出されております。

それでは委員から、議案書47ページ、48ページの議案第48号の条例についての質疑はありますか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第48号に対して討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 武藤哲志委員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

( 全員挙手 )

委員長( 武藤哲志委員 ) 全員挙手です。

したがって、議案第48号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午後 3 時40分

~~~~~

日程第 9 議案第49号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について

委員長(武藤哲志委員) 日程第 9、議案第49号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

まず49ページ、やはりこれも指定管理者制度への移行に伴うものです。

それでは、これについても文化財課長から補足説明を求めます。

文化財課長。

文化財課長(木村和美) 議案第49号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

これにつきましても、先ほどご承認いただきました覆屋と同じ理由でございまして、この条例の中に同じように休館日、それから開館時間、それと指定管理者による管理、それから指定管理者が行う業務、それから利用料金の収入等についてですね、追加の条文を定めさせていただいております。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) 再度補足説明をいただきたいと思うんですが、先ほどもいきいき情報センターの関係で、この施設については文化財保存施設、また研究施設、文化財課の所管するものがたくさん文化ふれあい館にあるわけですが、どの範囲をどういう形で文化ふれあい館を指定管理者にするかというのは財団と協議を行うと。ある一定この文化ふれあい館のどの範囲なのか、だから 1 階、2 階、3 階とこういう形ありますし、こういう状況についての協議が必要と思われるのですが、その辺は財団との協議はどういうふうに進めていくのか。

文化財課長。

文化財課長(木村和美) 一応あそこの建物についても、既にご存知のとおりですね、1 階がいわゆる文化ふれあい館の財団に委託しております施設でございまして、2 階については文化財課の調査研究室ということで埋蔵文化財の関連の事務室がございまして。そういうところで、1 階の部分についてですね、いわゆるふれあい館を文化スポーツ振興財団に管理運営をお願いしております、ふれあい館の主催事業ですね、自主事業についてのみ、今回の指定管理という形で行っていきいたいというふうに考えております。

委員長(武藤哲志委員) 今、文化財課長から説明を受けまして、50 ページの部分で改正事項の

第8条を加え、第7条、第9条から、51ページにその他の必要な管理運営とあります。そして経過措置が出されております。これに対する質疑はありませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 前からたびたび申し上げておるんですけど、ふれあい館にパソコンがあります。子どもが使うようなマップかなあは、二つぐらいあってですね、で、ゲームができるんですよ。で、夏は涼しい冬は暖かいで、子どもがずっとたむろしてですね、あそこでゲームばかりやっています。それが必要なかどうかですね。もう一台一般用のパソコンもあるんですけども、見たら何か会社の仕事をもってきてされている方もおるみたいで、私は必要ないと思うんですけども。ただ指定管理者制度に移行された後、これは管理者があれば必要かどうか、場合によってはもう退けたりすることができるんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 文化財課長。

文化財課長（木村和美） その点につきましてはですね、確かゲームといいますか、そこに置いてあるいわゆるキオスクですかね、あの部分については、歴史系のクイズ等のゲームみたいな形ではされておるみたいで。あと他の部分についての利用については、1階にインフォメーションがございまして、あそこに事務員さんもおってありますもんですから、その辺は注意していただくようには、財団の方にも話はしております。

今後、ご指摘の部分については、指定管理者制度と併せまして、詳細に協議をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第49号に対するの討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第49号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後3時45分

~~~~~

日程第10 議案第50号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について

委員長（武藤哲志委員） 日程第10、議案第50号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これも現在、財団に委託しているところを指定管理者制度にするものです。

社会教育課長から補足説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） 議案第50号の「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」は、先ほどから論議が 있습니다指定管理者制度へ移行が必要となったことに伴いまして、条例の一部改正が必要ということで、提案をしております。

新旧対照表の30ページから31ページ、先ほどと同じように休館日の関係、それから使用時間、それから指定管理者の管理、それから32ページに指定管理者が行う業務ということで、それから使用料金の収入のことを明記いたしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今、社会教育課長から説明を受けました。

委員から質疑がありましたら。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 体育施設の中で、この体育センターだけが休館日が毎週月曜日ということで新しく改正案では出ているんですけど、この休館日というのはですね、3月の予算委員会的时候に、財政難のためのいろんな措置ということで休館日を増やすということが出たんですけども、そういう措置の上でこの休館日を設定したのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） 当然いろんな施設につきましても、働いておられる方もありますので、我々週休2日ということで、2日間お休みになるんです。そういう面でも働く人の休みを確保するという面もございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） もう一度確認しますが、じゃあ体育施設で休館日が体育センター以外で増えた所はないんですね。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） 後から提案いたします運動公園の部分についても、休館日等の設定をいたしております。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） これはですね、5月15日の市政だよりに載っていたんですけども、体育施設の休館日等、利用料金改定のお知らせというのがありまして、このときの、この休館日に関しては条例じゃなくて規則ですので、議会の議決というのは必要ないんですけども、例えば休館日とかこういう料金改定に関しては、やっぱり私たちが後で知ったということになるんですよね。議会側では例えば体育センターが月曜日が休みになるということは前もって聞いて

なかったんですよ。その前に広報が出たものですから、いくら議会の議決が必要ないとはいえ、こういう市民にかかわる部分での改定というのは、是非議会側にも説明をしていただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 関連ですので、これ要望なんですけど、一番月曜日にスポーツを楽しんでいる市民が多数おられます。特に体育センターにおきましては、よか倶楽部のメンバーたちは特にその日を楽しみにやっております。ところが休館日ということに急になりましたもんですから、自分たちが生き生きとスポーツをするために会場探しに今必死になっております。と申しますのも、市内の小学校、中学校の体育館も卓球という台が要りますし、そういうことで使えるスペースがない。それと同時に、例えば子どもたちが卓球を、バスケットを、月曜日に代休あたりがあります。ほとんど月曜日に体育館に見えてますもんね。そういうときの対応策とか、他に月曜日に開いている施設等がありますか。みんな休館なんですか。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） 南体育館の方が水曜日に休館いたしておりますので、月曜日は開いております。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） そこでそういういろんな、大勢多数が行って、体育センターと同じような活動ができるところがあるのか。もしなければ他の施設の使用方法を問い合わせがあったときは、ご指導、そしてまた斡旋していただけるように、これは要望でお願いいたしておきます。一応、そういう市民団体が多数いるということを皆さんに承知していただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第50号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第50号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午後 3 時 51 分

~~~~~

日程第11 議案第51号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について
委員長（武藤哲志委員） 日程第11、議案第51号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

まず57ページ、やはりこれも指定管理者制度にかかわる内容です。

社会教育課長から補足説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） 議案第51号につきましても、先ほど承認いただきました体育センターと一緒にございまして、指定管理者制度に移行することに伴いまして条例の一部改正ということでございます。

新旧対照表の34ページから、先ほどと全く同じ内容なんですが、休園日、それから使用時間、それから指定管理者が行う管理、それから36ページの指定管理者が行う業務ということで明記をいたしております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 再度、補足説明をいただきたいのですが、34ページの第2条に運動公園の名称は次のとおりということで、（1）、（2）、（3）ということでありまして、まず、この中の（1）、太宰府市立北谷運動公園は、公募によって財団から離すということと、（2）の少年スポーツ公園、水城にある部分と、（3）の大佐野スポーツ公園については財団と、こういう状況で、この第2条については指定管理者が分かれるということで、先ほどから審議しているということですから、これに間違いありませんね。

社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） はい。そのとおりです。

委員長（武藤哲志委員） ただ今、社会教育課長から説明を受けました。

委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第51号に対しての討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第51号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午後 3 時 54 分

~~~~~

日程第12 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について  
委員長（武藤哲志委員） 日程第12、議案第52号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

同じく社会教育課長から補足説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） 議案第52号につきましても、50号、51号と同じように、指定管理者制度への移行が必要ということになりまして、条例の一部改正をする必要がございましたので、提案をさせていただいております。

新旧対照表の40ページから42ページまでに、改正案につきましては書いております。

よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長から説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 質疑というより要望なんですけども、先ほど休館日を規則からこの上位法である条例の方に移し替えたという説明をいただいて、この水辺運動公園の方ですけども、例えばここで規則でですね・・・。

（社会教育課長「前から月曜日が休館日だったと思うのですが。」と呼ぶ）

委員（渡邊美穂委員） いやいや、それは規則で決まっていたのを、今回条例の方でうたわれたというような所はいくつか他の場所でありましたよね。

（社会教育課長「はいはいあります。」と呼ぶ）

委員（渡邊美穂委員） で、私が言いたいのは、その水辺公園、こちらの方で例えば障害者の方とか高齢者の方は、減免をするということを規則で定めらていたと思うんですが、できればこういうことの分を上位法である条例の方に上げていただいて、規則は議会の承認なしに変えることができますから、こういったことを本当は条例の方に上げていただきたいなというふうに思っております。

委員長（武藤哲志委員） 回答を求めますか。

（渡邊委員「いいです。」と呼ぶ）

委員長（武藤哲志委員） 他に委員からは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは私の方から、財政課の所管にもなるだろうし、このプールの

借地をしていることが再三問題になっておりますが、この指定管理者に施設を管理委託させるということは、借地契約は、当然公共施設ですが、この問題は棚上げしたままで進むのかどうか。今後この借地買収をという形で、あのプールができて今日まで、はっきり言って大変な額を借地料として払ってきておりますが未だ解決をしていないと。施設の中の借地権は、施設管理運営をすることについて、借地は切り離すのか、含めるのか、この辺はどういうふうな解釈になるかの説明を。これはどこの所管になるの。財産管理ですから・・・。

じゃあ社会教育課長からお願いします。

社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） 当然公共施設でございます、太宰府市との契約でございますので、まず指定管理者の中に含めるということではなくて、別個で市の方が契約をするということになると思います。

委員長（武藤哲志委員） さっきもね、いきいき情報センターの中にも借地権があったと思うんですよ、一部ですね。なかなか譲渡してもらえない。だからこのプールの中にも借地がある。そうすると施設の中に、早よ言えば指定管理者に管理運営を任せるという状況の中に、借地は別の問題として市は市として今までどおりということですけど、この問題早く解決させないとね、ちょっといかなんというのがある。

じゃあ他に委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これについては、先ほどもありましたように、水辺公園についての利益率もあっておりました、北谷運動公園と併せてこの2点だけは文化スポーツ振興財団から外して公募をし募集を行う。この審議については条例廃止と指定管理者制度の中で論議をしておりました。

質疑もないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第52号に対する討論はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この条例案に対して賛成の立場から討論いたしますが、これ先ほど渡邊委員も言いましたけども、条例の中に月曜日という休館日を定めることは、指定管理に申請を出そうという業者、業者になるのか文化スポーツ振興財団になるかはわかりませんが、最初から裁量をなくすことになりますので、これは条例の中に定めるのではなくて、規則の中に定めていただきたいということ要望しまして、賛成討論といたします。

委員長（武藤哲志委員） それでは討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、議案第52号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午後 4 時 00 分

~~~~~

日程第13 議案第53号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について

委員長（武藤哲志委員） 日程第13、議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

まず、65ページ、66ページ、同じく指定管理者制度の移行の問題です。

それでは、市民図書館長より補足説明を求めます。

市民図書館長。

市民図書館長（鬼木敏光） 前議案と同様に地方自治法の改正により、指定管理者へ移行が必要となったことに伴い、指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲を条例で定めるようになっております。その条例の一部改正をお願いするものでございます。

新旧対照表の44ページから47ページに図書館分を付けております。44ページの第4条に休館日、45ページの第5条に開館時間、46ページ第7条に指定管理者による管理と、第8条に指定管理者が行う業務を付けております。また経過措置として、平成18年9月1日まで、若しくはそれ以前に指定した場合は、指定した日までの間は改正前の第5条の管理運営委託の規定が適用されます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

委員長（武藤哲志委員） それでは市民図書館長から説明を受けました。

委員から質疑はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 今の休館日と営業と言うか時間なんですけど、このことについて、例えば市民の側から、こんなふうに変えてほしいという要望が図書館の方にあるのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 市民図書館長。

市民図書館長（鬼木敏光） 今のところはございません。というのがですね、図書館会といいますが、月曜休館というのが普通浸透しておりますので、それでどこの図書館もそういうふうなことで行ってますので、要望はあっておりません。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 図書館に限らず公共施設というのは、様々の日本のいろんな自治体で、かなり時間を長くしたり休みを少なくしたりして市民のニーズに応えるようにやっているところもありますので、その分を考慮していただくためにも、この分はやはり条例ではなくて

規則の方にうたっただけだと思います。

委員長（武藤哲志委員） まず教育委員会としてですね、今まで図書館だとか公民館については、館長、並びに教育委員会が必要と認める専門的職員を置くという規定があったわけですが、公民館法、それからそういう館長設置法という法の27条、28条、社会教育主事、そして教育長の推薦という状況がありましたが、今後、こういうものが、ある一定館長として置かなければならなかったのを、今回、指定管理者制度にすることになったというのが通達で出されて、今後、博物館だとか、その学芸員、館長、こういう地域の公民館まで含めて、全部指定管理者制度への移行の問題が出てきていますが、運営上やはり館長を教育委員会としては、指定管理者制度にしたときには、どういうふうを考えているのかどうか。教育委員会として指定管理者を置く場合は教育委員会のある一定の審議が必要だったはずと思うんですが、教育委員会としてはこの内容については論議はされているのでしょうか。

行政経営課でもあれですが、本来館長職を置くという義務があったわけですね。で、教育委員会の所管ですが、この新たな条例の解釈の関係で、新旧対照表で館長職はどういうふうになるんですかね。

まず例規集2の3535ページ。まずこの条例を見ますと、第4条に図書館に館長その他必要な職員を置くとなっています。この条文上の関係でみると、委任事項の第7条から、ずうっと5条を削りというふうになっていますが、ここに第5条を削り、第4条を6条とし、この条文上の関係で見ると第4条、図書館には館長その他必要な職員を置くというのは、今までどおりなのかどうか、この条例上で。そして次に太宰府市立図書館協議会規則というのが3,537ページに、協議会が設置されているんですが、それから3,539ページに、図書館運営規則というのがあります。だから、新たにこの図書館をした場合に、こういう条例の規則、こういうものの取り扱いがどうなるのかを、社会教育課それから、総務部行政経営課としては、論議をしてきてどうなる形の指定管理者制度にするのかですね。ある一定財団に委託をしていたものの、館長が中央公民館と図書館を兼務しておりましたが、今後はどうなるのか。条例は生きていますが。条例で今度の場合は館長が廃止になっているんですかね。

図書館長。

図書館長（鬼木敏光） 新旧対照表の45ページに、第6条に、図書館に館長その他必要な職員を置くというふうなことで、まだうたっています。

委員長（武藤哲志委員） だから指定管理者制度になった後、指定管理者がおって、館長がおって……。またさっきと、いきいき情報センターと同じような状況になってくるんだけど。さっき総務部長から聞いた時には、太宰府市も過去にシルバーもあったし文化ふれあい館もあったし、財団もあって、今の財団をより一層育てるためにということで納得はしたものの、ちょっと私も条例との関わりでどうなるのかですね。指定管理者にすると、第7条で。指定管理者があつて館長は市の職員が配置されるのか。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 図書館全体を指定管理にする場合、あるいは、館長はその責任者と置いて、そして、管理運営をその名のもとにする場合というような形の2つに分けられることができます。今回の場合は条例上館長を置きますので、館長を置きながら指定管理者に管理運営を任せていくという形になるというふうに考えています。

委員長（武藤哲志委員） それは指定管理者制度にならないじゃない。直営にするか指定管理者制度にするかというのが、もともとの指定管理者制度でしょ。だから、さっきは、いきいき情報センターについて大きな施設としてたくさん委託させているし、管理があるからというのはよくわかった。ただしこの図書館だけは、館長は置いて指定管理者を置くと、管理者が2人も出てくるということになる。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 図書館は特殊でありまして収入はありません。これは図書館法でお金をとってはいけないことになっています。で、あと努力をするのは経費を減らすという形になります。ですから、選書ですね、あるいは、リファレンス、それから貸し出しと返却の要員、それを指定管理者でお任せするという形になります。で、館長はそれを全体的に見ていくという形で、指定管理者制度を、仕様書を作る形になります。

委員長（武藤哲志委員） だから法律の解釈を見ると、公民館、図書館、博物館、それも指定管理者制度に指定できるというふうになっていると。今まで教育委員会が官庁について、早う言えば、指定するというふうに、教育委員会の所管であったと、。ただし今後、公民館、図書館だとか博物館も指定管理者制度にできるようになりますよという法律文書がここにあるわけです。だから指定管理者制度にしておいて、館長があるということについての矛盾点。だから私もそれはありがたいと思いますよ、館長があることはね。市の職員が居るというのは、一番いいんですが、その辺では法律上の矛盾点が出てきたでしょうかと私が言っているんです。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 全部が全部しなければならないということじゃなくて、一部をすることも指定管理者制度になります。ここにですね、文部科学省の社会教育課の回答があるんですけども、ちょっとそれを読みたいんですが、「指定管理者に代行させる業務の範囲については次の回答がありましたと。指定管理者に代行させる業務の範囲は条例で定めることになっていますと。それを業務の範囲を全部とした場合は、館長業務を含んで指定管理者が置く館長がその業務を行うと。これは全部ですね。一部とした場合は、官庁業務や選書等については、館長あるいは必要な職員が行って、単に貸し出し、返却、窓口業務だけにすることもあり得ますということになっていまして、今回の場合は、図書館については努力する部分がなかなかありませんので、館長は自前を置いて、そして、貸し出し、返却業務そういうものを指定管理者制度にしようという考え方になると思います。

委員長（武藤哲志委員） だからスポーツ振興財団に今委託して、あそこから職員が派遣され、市の職員と財団から派遣された職員で、お互いに市民サービス、料金とることできませんけ

ど、ところが、これを指定管理者制度に平成18年度やるというけど、条例上の改正はあるけど、3,537ページに公民館運営協議会規則があったり運営規則があったり、館長を置くとかそういういろんな部分があって、大変公民館の勤務時間の状況だとかというのは、これはそのまま生きているんですよ。だから、それを指定管理者制度に対して、本来は、国が言うのは、直営するか指定管理者にするか、どっちかにしてくださいと。中途半端なことをしちゃいけませんよというのを、行政側が中途半端なことをやりよるわけですから。だからさっきのことはよくわかりましたよ。いきいき情報センターについてはね。だから、直営に戻るか指定管理者にしてやるかということで、ここは利益を絶対上げちゃいかんわけだから。中央公民館は利用料があるでしょうけど。だからちょっと初めて今私どもも提起するわけです。

それからちょっとおはかりします、今日は、終わるまで延長していいですか。ちょっと休憩しましょうか。そして今、総務部長が持っているやつを配布してくれませんか。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後4時17分

~~~~~

再開 午後4時34分

委員長（武藤哲志委員） それでは再開いたします。

委員会の審議中ですが、おはかりします。会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間が午後5時までとなっておりますが、終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは異議なしと認め、終了まで延長いたします。

それでは、議案第53号の部分で、市民図書館長から新旧対照表、そして、一部改正という形で出されております。これに対する委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第53号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第53号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって議案第53号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後4時37分

~~~~~

日程第14 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について
委員長(武藤哲志委員) それでは、日程第14、議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正
予算(第1号)について」、当委員会所管分を議題といたします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、8ページ、9ページをお開きいただきと思います。

まず、2款1項4目、当初予算書では67ページに新規として、市政だより関係費の報酬が計
上されておりますので、秘書広報課長から説明を受けたいと思います。

秘書広報課長。

秘書広報課長(和田有司) 補正予算書9ページの広報費の市政だより関係費の事務員報酬
127万8千円の増額補正についてご説明いたします。本予算は11ページをご覧いただきたいと
思います。10款5項社会教育費の文化財保護費のその他の諸費の部分で271万9千円の減額予
算としておりますが、その部分は古都保存協会の補助金、これを削減いたしまして、先ほどの
市政だより関係費の事務員報酬に組み替えるものでございます。内容といたしましては、古都
保存協会で16年度まで常勤雇用をいたしておりました職員1人を、諸般の事情によりまして、
平成17年度は週4日の勤務として秘書広報課広報係で雇用するため、9ヶ月分を精査して
いただくものでございます。ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。以上でござい
ます。

委員長(武藤哲志委員) ただいま、古都大宰府保存協会の職員の部分で、委託職員を秘書広報
課公聴広報係の職員として、報酬というか、これは嘱託になるんですか、それとも臨時です
か。

秘書広報課長。

秘書広報課長(和田有司) 週4日の非常勤の嘱託でございます。

委員長(武藤哲志委員) 週4日の非常勤職員として271万9千円の内127万8千円を市政だより
関係費という形で組み替えたということです。あと残りについては一般会計に繰り入れるとい
うことになると思うんですが、私も古都保存協会の評議員ですので、この説明は受けておりま
した。委員から何か質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは進みます。同じく10目6細目その他の諸費で、データ入力・
システム改良等委託料。当初予算のページ数は77ページ、当初予算は5万円を組んでおりまし
たが、追加になっておりますので、行政経営課から説明を受けたいと思います。

行政経営課長。

行政経営課長(宮原 仁) 13節委託料、データ入力・システム改良等委託料26万3千円につい
てご説明申し上げます。平成17年4月、地方公務員と共済組合法の改正によりまして、1歳ま
での育児休業の共済負担が免除されていたものが、3歳までに引き上げられ、かつ部分休業も

免除の対象とされたことから給与計算システムのプログラムを変更する委託料を変更するものでございます。ちなみにこの部分休業制度というものでございますけれども、部分休業については3歳に満たない子を養育するために、3歳の誕生日の前日まで1日2時間以内まで休業することができるということとなっております。以上、その給与計算システムのプログラムを変更するための委託料26万3千円を計上するものでございます。以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 当初5万円しか組んでなかったんですが、太宰府市でこういうシステムだけの組み替えで現実に支出する場合は別な項目になるわけですが、こういう1歳を3歳未満までということで、該当する状況というのはあるんですか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） この部分休業制度について現在申請はあっておりませんが、対象としては現在3人の方がおられるわけでございますけれども、将来的にこういう部分休業の申請があった時に対応できるような状態にもっていきたいということでの変更でございます。よろしくをお願いします。

委員長（武藤哲志委員） 門田委員。

委員（門田 直樹委員） 実際にシステムの内容がわからないので詳しく言えないところがあるんですけども、要はシステムの製品自体を再インストールしたりとかですね、というよりも、いわゆるパラグラフみたいなもん持っただけですね。要は今おっしゃったとおり、1歳が3歳になったと、それだけでしょ。だからプログラムのその判定部分のその数値が変わればいいだけですよ。だからそれだけ別のパラメーターで。だから今後また変わるかもしれないね。これが4歳になるかもしれない。そしたらまた26万3千円いるのかということにもなるんですよ。だから最初に設計の段階、例えばこの段階ですね、最初はそこまで考えてなくても、今度そうなったから、じゃあまたなるかもしれないから、だからその辺は職員がそこを入力すればそれがそのまま出力に反映するように設計してくれというお願いをしていたかったなと思うんですよ。ぜひ、この前の一般質問でも言いましたけれども、統括責任者ですね、というのがおられたら、恐らくそういうふうな指導をしたと思うんですけど、その辺どうお考えでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 私も電算のことはあまり詳しくはないんですが、要するに給与計算をするためにその部分の変更をするわけでございます。そのソフトというのがあると思うんですけども、会社名としてはB C Cの方をお願いしてるわけでございます。この内容でございますけれども、部分休業時間を2時間とった場合はその給与が減額されるわけですね。その給与が減額されますと減額された給与に対応する掛け金、要するに負担金、長期と言いまして年金の部分になるわけでございますけれども、それを今までとっておいたものを徴収しないようになったわけですね、その共済法の改正で。その部分のプログラムを変更するというので、ちょっと具体的にどの部分をどう扱ってというのは私の方ではわからないん

ですけども。

委員長（武藤哲志委員） まず、もう一遍確認しますよ。大変内容的なものはいいものなんですよ。少子化対策のために、1歳が3歳までになりましたと。ただし分業休業として、朝子どもを送っていったり、どうするかという形で2時間は部分休業が、3名の対象者があって取ることはできる。ただし、その2時間の部分休業を取った場合は給与が減額されるが、年金には減額はないと、こういう説明を受けたんですがこれでいいわけですか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 減額されても、年金掛金は、払っていたのを免除になるということですね。その時間分ですね、2時間。

委員長（武藤哲志委員） 減額じゃなくて、免除ね。

行政経営課長（宮原 仁） 減額された給与に対応するため、徴収しないということになりましたので、免除という形になると思います。

委員長（武藤哲志委員） はい。今行政経営課長からデータ入力・システム改良の26万3千円の内容については、2時間の部分休業をした場合に給与は減額されると。ただし年金については免除規定がある、子育て支援という形で。現在のところ、そういうデータ入力システム改良をしておかないと……。3名の対象者があるけど、3名が取ってないということです。いいでしょうか。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 将来的に申請が出た場合も対応できるようにということでのシステムの変更でございます。そして、統括部分が今門田委員の方から言われておりましたけれども、それについても検討していきたいというふうに、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

委員長（武藤哲志委員） それでは、人事管理費について委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。ここで10款2項小学校費の4目学校建設費、当初予算では209ページですが、耐震診断委託料として800万円。これは7校なのかどうなのかわかりませんが、まず学校教育課長から説明を受け、質疑に入りたいと思います。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 今回の補正予算について説明をさせていただきます。今回補正をさせていただきます耐震診断委託料につきましては、太宰府小学校、太宰府南小学校、水城西小学校、太宰府西小学校の4校の体育館について、現状の体育館が持ちます耐震性能について診断を行うものでございます。診断は予備調査、これは設計図書をもとに建物に使用されている建築資材の強度の調査及び現況調査、これは目視調査でございますけれども、建物の劣化、状態等の調査を行い、その建物の耐震性能を判定していただくようにしております。以上でござ

います。

委員長（武藤哲志委員） もうちょっと詳しく。800万円を4校ということになりますと、1校当たり単純に見て200万円ですが、その800万円は業者で入札をして耐震診断をするのか、随契をするのか、その辺を詳しく説明いただきませんか。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 4校で800万円という金額で説明しましたが、学校によって体育館の面積が若干差がございます。それで、一番低い金額で申し上げますと、太宰府南小が190万円ですね。あと太宰府西小がちょっと面積が広うございますので210万円という金額です。で、契約の関係等でございますけど、多く業者がないということで、現在見積を提示していただいているのは県と民間の出資の財団法人ですね。そこに一応見積額の提示をいただいて予算を計上させていただいております。残りの水城西小が200万円、太宰府小が193万円です。

委員長（武藤哲志委員） 今、学校教育課長から4校の体育館。地震の時に、体育館というのは中に柱がないために、大きな揺れがあって、以前も全員協議会で被害状況の説明を受けておりました。今後4校の体育館についての耐震診断委託、それによってどう工事をするかということで、現在のところ県と財団から見積を取り、それによって実施をしたいという内容が報告されました。もう少しありますか。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 説明が重複するかもわかりませんが、市内には11の小中学校がございます。で、1981年、昭和56年なんですけど、建築基準法が改正された以降に開校した学校、これ4校ございますけど、太宰府西中、太宰府東中、太宰府東小、国分小につきましては、先ほど言いました年度以降に開校した学校であるために耐震診断の必要がないということになります。で、あと残り7校がどういう状況かと言いますと、平成13年度に太宰府中学校、水城小学校、太宰府小学校、太宰府小学校の場合は体育館を除きますけど、の耐震診断を13年度に行ってます。あと残りが4校になります。4校は水城西小、太宰府西小、学業院中学校、太宰府南小学校と、あと太宰府小の体育館をしていませんでしたので、体育館で限りますと、小学校4校、中学校1校、合わせて5校の体育館が残っていて、また後から中学校費の方で説明しますが、今回の補正で小学校4校、中学校1校の耐震診断をするということになれば、体育館については全て診断が終わるということになります。以上です。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長、その耐震結果が出て、この体育館ていうのは何もない外側だけだけど、耐震診断結果が出た後に工事の必要が出てきた場合、歳入では公立学校施設災害復旧費負担金として203万7千円が上がってるけど、新たに耐震で、いつ地震っていうのはくるかわからないけど、新たに結果が出た場合に、支出の予定を立てなきゃいかんのか。工事をする必要を指摘されればしなければならぬのか。その辺は委員会には報告を受けておきたいと思いますが。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 13年度に耐震診断した状況を説明申し上げますと、水城小の体育館については改修の必要があるということで、改修工事ということで実施した経過があります。今回します体育館の耐震診断の結果によっては、今言われたように工事等が発生する場合も出てくるかと思いますが、その金額によってすぐできるものと、次年度あたりに予算計上等までする必要のあるものも出てくるのではないかと考えておりますけれども、金額の多少によりまして、既決予算の中でできるものについてはやりたいなと考えてます。

委員長（武藤哲志委員） 関連がありますので、10款3項4目中学校費の220万円については何校で、やはりこれも県の機関か特殊な耐震構造調査財団というか、ここにする部分について中学校費もあわせてご説明いただけませんか。

学校教育課長（花田正信） 中学校費の補正につきましては、小学校同様、学業院中学校の体育館について耐震診断を行うものでございます。

委員長（武藤哲志委員） これは1校ですか。

学校教育課長（花田正信） はい、そのとおりです。

委員長（武藤哲志委員） 今、学校教育課長から、小学校は4校、中学校は1校。という状況の中で耐震構造の調査を行うということで、その調査の中で、既決予算でやるか、それとも新たに補正を組むかという問題は今後の課題ということで説明がありました。委員から質疑がありましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。10款5項6目の文化財保護費についてですが、先ほど古都大宰府保存協会から当然人件費を計上してありました。ところが、その嘱託職員が太宰府市の方に、先ほども説明があってありましたように、週4日の非常勤勤務として勤務をするために127万8千円、あと残りについては当然一般会計に繰り入れるということで説明があってありましたので、省略いたします。

10款6項保健体育費の1目保健体育総務費です。社会教育課ですが、この需要費、当初予算では235ページに96万5千円計上してありました。逆に工事請負費は当初200万円を計上してありましたが減額になっておりますので、社会教育課長から説明を受けます。なお、営繕工事については、次のページの関わりがありまして、11節の需要費の修繕料、当初3万円が100万円の増加に、スポーツ施設改良工事は当初800万円だったのが100万円の減額になっておりますので、ここまで社会教育課長から説明を受けます。

社会教育課長。

社会教育課長（志牟田健次） 学校施設開放関係費でございますが、太宰府西中学校のオートリフターが故障しておりますので修繕をしたいということで思っております。修繕費が予算上ございませんでしたので、工事請負費、先ほど委員長言われましたように、当初200万円から70万円を流用いたしまして、残額としては130万円。小学校の7校、中学校の4校、体育館、夜間照明の工事をここでする予定でございます。それから次のページでございますが、学校以

外の施設ということで体育センター、梅林アスレチック、北谷運動公園、水辺公園、歴史スポーツ公園等の工事につきましては、ここの項目で修理をしておりますが、体育センターと歴史スポーツ公園の防火水槽、ネット工事の補修が必要になりましたので、先ほど言いましたように修繕料がございませんので、スポーツ施設改良工事、当初予算800万円ございますが、100万円を流用いたしまして、工事請負費としましては700万円の残でございます、修繕料が100万円という組み替えをさせていただきたいと思っております。以上です。

委員長（武藤哲志委員） まず、10ページ、11ページの学校施設開放関係費で、ここで予算がないために、組み替えて70万円の追加を行ったと。同じく工事請負費関係、13ページですが、需要費について100万円の組み替えを行って工事をやりたいと、こういう説明がありました。委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは歳出の11款3項2目の公立学校施設災害復旧費、これは新規に計上されております。まず学校教育課長から説明を受けたいと思います。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 11款3項2目1細目の災害復旧関係費の工事請負費546万7千円についてご説明をさせていただきます。今回の補正は3月20日に発生しました福岡県西方沖地震並びにその後の余震、4月20日の余震で被害が生じた学校施設について災害復旧工事を行うため補正をさせていただいております。被害状況につきましては全員協議会で既に報告がなされたとおりでございますけど、今回の補正予算で小学校5校6件、中学校3校4件、合わせて10件の災害復旧工事を行うため補正をしております。なお、10件の内、学業院中学校の体育館並びに校舎のクラック、ひび割れの修理、及び県道沿いの塀の瓦の修復並びに太宰府中学校武道場屋根の復旧工事につきましては、事業費が1件あたり40万円を超えましたことから、国庫補助対象事業として災害復旧工事を行うようにしております。なお、緊急を要しました工事、水城小学校の体育館等の修復工事3件につきましては予備費で対応し、すでに工事を完了しております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今説明を受けましたように、財源的には国庫支出金として203万7千円、一般財源は343万円を支出したいと。3月20日、その後の余震も含めて10件の公立学校施設災害復旧費ということです。委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。6ページをお開きいただきたいと思います。まず、14款1項3目災害復旧費国庫負担金については、先ほど説明したとおりです。

最後に19款1項の繰越金、当初予算の50ページにありまして、1,615万5千円。前年度繰越金、純繰越金という、何か特殊な名称をつけておられるようですが、まず財政課から説明を受けたいと思います。

財政課長。

財政課長（井上義昭） この繰越金の1,615万5千円につきましては、今回の補正予算の不足財源を繰越金で充てたものでございます。それから、説明の中の純繰越金という説明をあえて出しておりますのは、本来ならばこういう形がわかりやすかったんだろうと思いますが、繰越金の中には繰越明許費、あるいは事故繰越、それに充てるべき財源と一緒に繰り越します。ですからそれを除いたものが本来剰余金となるべき繰越金という意味合いで純繰越金という説明をさせていただきます。以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今説明がありました、委員から何か質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5月31日に出納閉鎖になりましたが、最終的には決算までは繰越金を受けることはできないというふうになるのか、それとも9月補正には、当然9月には決算特別委員会がありますが、9月には補正として計上するのか。その辺も含めて、財政厳しい折ですので、回答できるならば回答をいただいております。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 繰越金につきましては、基本的には一般財源となるものでございまして、その補正の段階で財源が不足する場合にその繰越金を充てるという予算編成になります。それで9月の時点で財源が大幅に不足するというようなことになれば、この繰越金が決算で確定しますので、今回現計補正でいきますと3億615万5千円、これを上回る繰越金が出た場合には、その補正の段階で逐次充てていくということになりますので、必ずしも9月に全額補正をするということにはなりません。以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今の段階では3億615万5千円という形。5月31日に出納閉鎖になりまして、最終的には9月の段階、決算特別委員会で繰り越しが確定すれば12月、3月、こういう状況になるという財政課長からの説明がっております。委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは再度、歳出、歳入、全般について質疑はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 10ページ、11ページの10款2項の耐震診断委託料。これ、中学校と小学校と合わせて1,020万円ありますけれども、この際ですね、委託料というのは契約をする際に、委託料を決める時に相手方、根拠になるような見積とかそういうのがあると思うんですけども、その根拠として、例えば延べ日数が何日かかるとか、建築士が何人とか、そういったのはむこうの委託先から提示されるのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 随契という形になるかもわかりませんが、その時に当然契約するための内容といえますか、明細といえますか、そういったものは当然徴収します。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 例えばその中で、何日間で行うとか、延べ人数とか、そういったことは別にその中では示されていないんですね。ただ委託料として個別にいろいろ書いてあるのか。そこら辺はどうなってるんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 現段階では、まだそういった正式な見積書というのはいただいておりません。先方といろいろ話をする中で、例えばA校の体育館がこれだけの面積がありますとか、当然診断するためには設計図書、そういったものが必要でありますから、そういったものがあるかどうかとか、そういった確認を先方からされました。で、いろんな状況を話した中で先ほど言いました金額を提示していただいておりますので、今後契約をする際には先ほど言いましたように見積内容といいますが、そういったものを提示していただくようにします。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から歳入、歳出、全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。議案第58号の当委員会所管分に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第58号の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって議案第58号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後5時9分

~~~~~

日程第15 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書

委員長（武藤哲志委員） 日程第15、請願第1号『「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書』を議題とします。

枚数的にもありまして、中にも説明があっておりまして、提案理由の説明も山路議員からあっております。この請願について各委員からご意見はありませんか。

（意見なし）

委員長（武藤哲志委員） それでは私の方から。先ほどの休憩中ですが、時間延長も併せてこの請願の取り扱いについては、内容的にもいろんな意見に分かれておりますが、次回関係人を呼んで、休憩中に意見を聞くような機会を設けるために、継続審査という形でおはかりして同意をいただいておりますが、この請願第1号に対して継続審査として提案をしたいと思います

が、委員の皆さんご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは特に意見もないようでございますので、本請願を継続審査するところで採決をとりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは採決を行います。

請願第1号を継続審査することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがって、請願第1号は継続審査とすべきものと決定いたしました。

~~~~~

委員長(武藤哲志委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、おはかりします。本会議における本日の委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 異議なしと認めます。

したがって、本日の審査結果につきましては6月17日の本会議において報告いたします。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後5時12分 閉会

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成17年8月25日

総務文教常任委員長 委員長 武藤哲志